# 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事

			図 面 目 録				
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図 面 名 称		
【建築】				【構造】			
A - 0 1	表紙	A-18	展開図-1	S-01	構造設計特記仕様	S-18	軸組図(3)
A-02	建築工事特記仕様書1	A-19	展開図-2	S-02	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	S-19	軸組図(4)
A — 0 3	建築工事特記仕様書2	A-20	展開図-3	S-03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	S-20	鉄骨部材リスト
A - 0 4	建築工事特記仕様書3	A – 2 1	展開図-4	S-04	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)	S-21	納まり詳細図(1)
A-05	建築工事特記仕様書4	A-22	雑詳細図−1	S-05	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(4)	S-22	納まり詳細図 (2)
A-06	敷地案内配置図	A-23	雑詳細図−2	S-06	雑配筋標準図(1)		
A - 0 7	求積図・面積表	A-24	法規チェック図	S-07	雑配筋標準図(2)	【設備】	
A-08	各階平面図・仕上表			S-08	雑配筋標準図(3)	EM-01	照明設備図
A-09	屋根伏図			S-09	雑配筋標準図(4)	EM-02	コンセント設備図
A — 1 0	立面図			S-10	鉄骨構造標準図 (1)	EM-03	弱電設備図
A – 1 1	断面図			S-11	鉄骨構造標準図 (2)	EM-04	動力設備図
A-12	断面詳細図-1			S-12	地質調査結果	EM-05	消防設備平面図
A — 1 3	階段詳細図			S-13	基礎伏図・基礎リスト・スラブリスト		
A — 1 4	平面詳細図-1			S-14	2階梁伏図		
A — 1 5	平面詳細図-2			S-15	屋根(上側)伏図		
A-16	天井伏図			S-16	軸組図(1)		
A — 1 7	建具表			S-17	軸組図(2)		

# 令和7年度 沖縄県中央児童相談所

工事	名称	沖縄県中央児童相談	(所軽量鉄骨造(プレ/	ヽブ) 事務所増築工事	工事年度			令和7年度			
工事	場所	沖縄県那覇市首里	石嶺町4丁目404番2	図	面名	称	表紙・図面目録				
発注機関 沖縄県中央児童相談所							尺	<del>-</del>			
適	要				図面番号			A - 0 1			
審	査	管理建築士	設 計	製図	設	名	,	株式会社 宮平設計			
						資格者氏		一級建築士 徳村 泉			
					計者	登録番号		□ 一級建築士事務所知事登録 第144-33号 □ 一級建築士 大臣登録 第350160号			
						所	在:	也 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目 6 1 番 9 号			

#### 建築工事特記仕様書 [建築工事編]沖縄県土木建築部

令和4年7月改定版

#### 1 工事概要

- : 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事 (1) 工 事 名
- (2) 工事場所 : 那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他 (地域地区等:第一種中高層住居専用地域)
- (3) 數 地 面 積 4.101.17 m<sup>2</sup>
- (4) 工事種目: 増築

ア 建築物			
建築物の名称	児童相談所		
主要用途	事務所		
構造及び階数	軽量鉄骨造 地上2階建		
工事種別	増 築		
建築面積	95.96	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	158.99	m²	m <sup>*</sup>
イ 工作物及び立れ	7		
工作物等の名称			

#### 2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 5年 9月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算 基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

#### 3 建築工事仕様

#### (1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁 営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (1 令和4年版) (以下 「標準仕様書」という。)による。

#### (2) 特記什様

- ア 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- イ 特記事項は、「・」に〇印の付いたものを適用する。
  - 「・」に〇印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。
- 「・」と「※」に〇印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の( . . )内表示番号は、標準仕様書の当該項 目、当該図又は当該表を示す。
- エ 特記事項に記載の(参- .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考 図の当該項目を示す。

#### 4 その他

- (1) 公共事業労務費調査に対する協力
  - ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要 事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の 完成後においても、同様とする。
  - イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象に なった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後に おいても、同様とする。
  - ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出 が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台 帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理 を適切に行っておかなければならない。
  - エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受 注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアから ウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における 暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日) に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判 明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速 やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、 捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速や かに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生 じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (3) ワンデーレスポンスの実施

#### ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答 は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即 日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の 上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることであ

- イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進 捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施 工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告す
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実 施する場合があるため、協力すること。

#### (4) 丁事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法 第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。 以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理 人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

#### (4) 工事監理業務への協力等

- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技 術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管 理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技 術者等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に 提出すること。
- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受 注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工 事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価 格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連 工事の設計額に乗じた額で行う。

#### (6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価 格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、 主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

- (7) 下請業者の県内企業優先活用
- 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する 者。)から選定するように努めなければならない。
- (8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告 すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管 理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまで は、触れずにそのままの状態で保存すること

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行 うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等 の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出 入りすることがないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以 下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、 同団体等の加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する 配慮に欠けるもの又は業務に関レダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を 発生させたものを排除すること。
- キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。
- (10) 不正軽油の使用の禁止等について
  - ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資 機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税 法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならな
  - イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければなら ない。
- (11) 設計図書における資材等の取扱いについて
  - ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は 工法を指定するものではない。
  - イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規 格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用する こと。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
  - ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の 積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目 的に「参考資料」として提示するものである。
- (12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その 具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン (営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

#### (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出 し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健 康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保 険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した 標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの 活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示し た見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定 価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場 合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反 するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見精書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\_const\_tk2\_000082.html

### 1 1 適用基準等

項 目

☑ 建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営 繕部監修

特 記 事 項

- ⊙ 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁
- ⊙ 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁
- 建築材料·設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名 簿(令和4年版)(一社)公共建築協会
- ⊙ 営繕工事写真撮影要領(令和3年版)
- 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部
- 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源 化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖 縄県土木建築部
- 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4 月)沖縄県土木建築部

#### ②工事実績情報 の登録(1.1.4) ③工事の一時中

止に関する事

項(1.1.9)

4 工事の余裕期

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事につい ては、登録を要しない。

工事の一時中止に係る計画の作成

堂繕部

- 1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた 場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画 (以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受ける ものとする。
- なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職 員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に 関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する こと及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らか
- にする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事 現場を保全すること。
- 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。
- 1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していな
- (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期 間の登録を行うこと。
- (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者 の配置は不要とする。
- (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期 間を記入したものとする。
- (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く) について、実工期の始期に提出するものとする。
- 6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設 置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施 工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員と の協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類 を提出するものとする。
- 7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議 を行う。
- 8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工 期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを 請求することはできない。

#### 5 概成工期 (1.2.1)6品質計画等

図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。

- 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0= m/s (平12建告第1454号第2)
  - (2) 地表面粗度区分:
  - (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)

## 7施工図等

- (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発 注者に委譲するものとする。
- (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調 整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50 程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な 内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に 提出し、確認を受ける。
- (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出 する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画 書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、
- 沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

#### (8)工事の記録 (124)⑨電気保安技術 者(1.3.3)

技術者を配置し、保安業務を行うこと。

10 施工条件 (1.3.5)

施工順序等の制約 ・無し

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安

・有り【・現場説明書による・図示・】 工事車両の駐車場所:・図示・現場説明書による・ :・図示・現場説明書による・ 資材、機材置場 建設発生土の仮置場:・図示・現場説明書による・

その他の施工条件:・図示・現場説明書による・

- (1)施工中の安全 確保及び環境 保全等(1.3.7) (1.3.10)
- 1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9 日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。
- (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則 として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日 付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国 総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機 械を使用するものとする。
  - 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ
  - イ 車輪式トラクタショベル
  - ウ ブルドーザ
  - エ 発動発電機
  - 才 空気圧縮機
  - カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類
  - ク ホイールクレーン

### ②交通安全管理

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業 務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 (令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)

#### ③発生材の処理 等(1.3.11)

1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	
現場において再利用を図るもの	

- (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場 に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄 県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。
- (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」 (COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生 資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処 理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換シ ステム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生 資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提 出しなければならない。
- 1) 受注者は、丁事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材 の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、 再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 すること。だたし、島内に当該施設がない場合はこの限りでは
- (5) 本丁事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分 費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費 と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見 込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資 源化に要する費用の変更は行わない。
- 6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取 扱基準について
- ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉 体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有 する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄 物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するも のとし、必要と認められる経費については変更契約できるも

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する 法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産 業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃 棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要で ある。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記 HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても 差し支えない。

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/as ufaruto html

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票 (マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提 示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断

に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3

ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い 発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日 付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

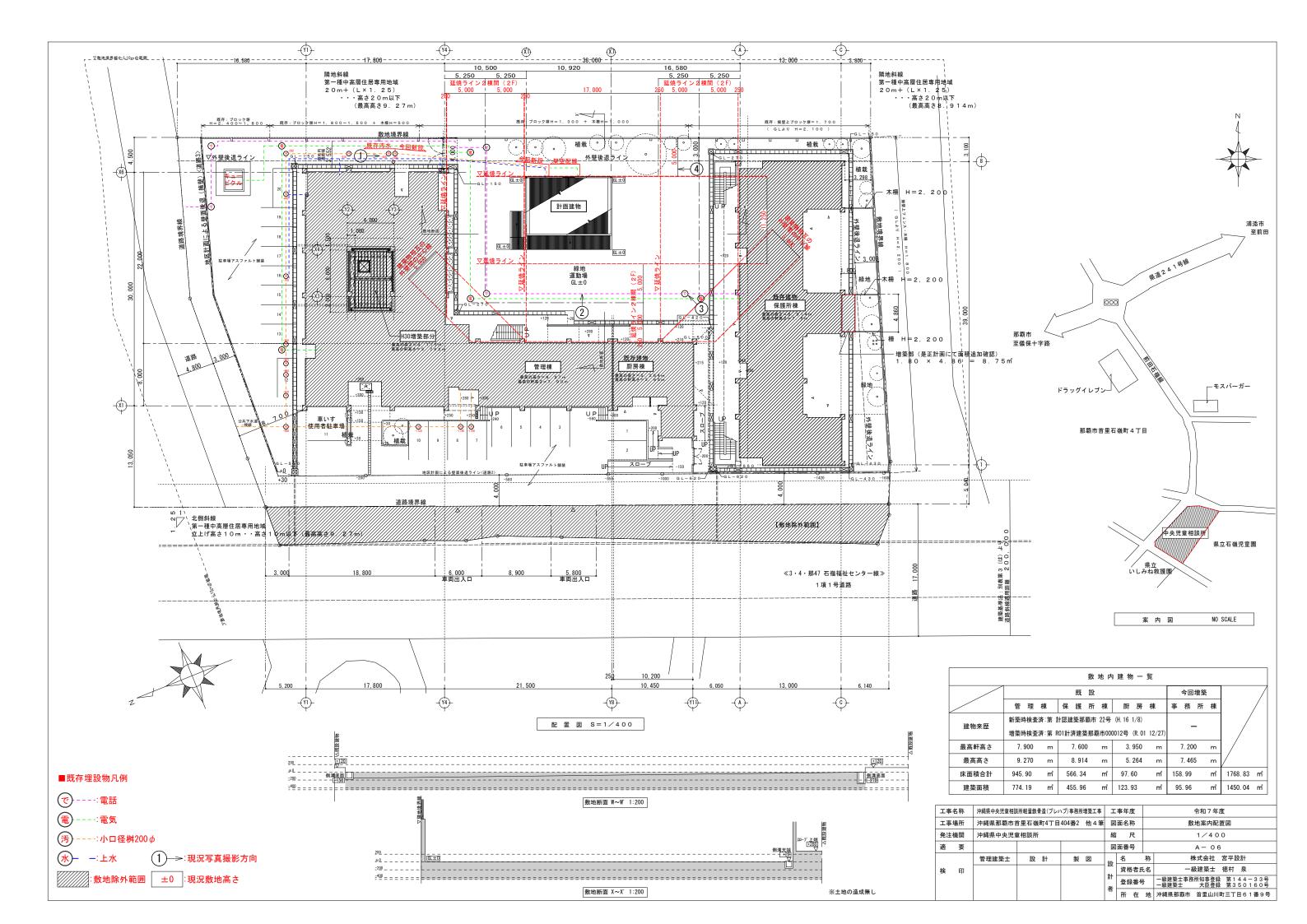
月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理するこ

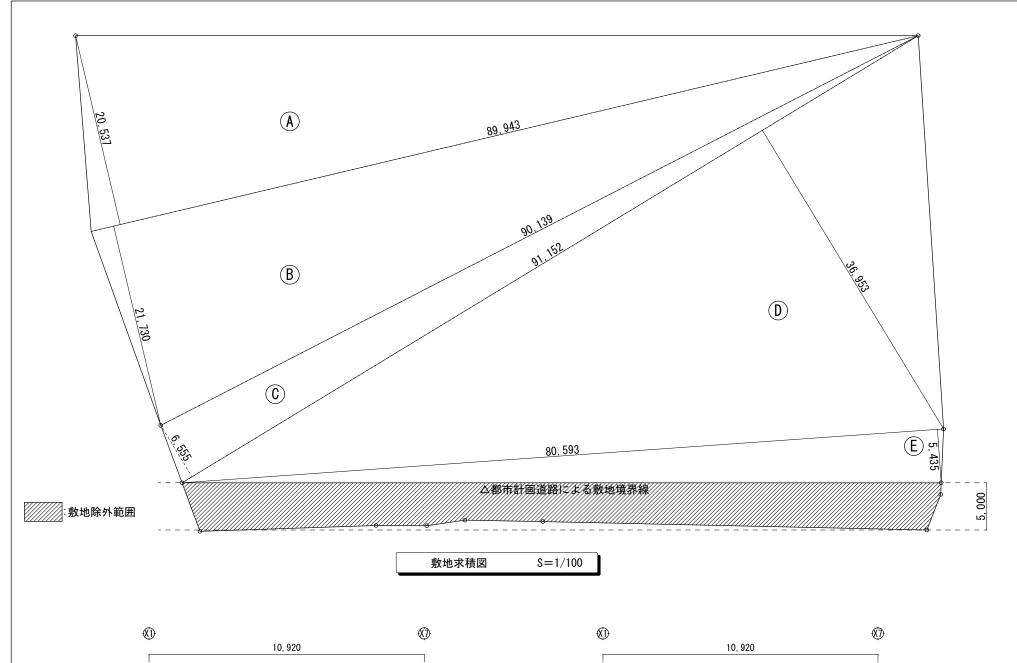
	工事	□事名称 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事							工事年度			令和 4 年度(繰越)			
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他						図面名称			建築工事特記仕様書(その1)			
1	発注	機関	沖縄県中央児童相談所						縮	F	7				
	摘	要							図面	番号	巾	A - 01			
			管理建築士	設	計	製	义	-	名		称	株式会社 宮平設計			
								設	資格	者氏	名	徳村 泉			
	検	印						計者	登釒	番	号	1級建築士事務所登録第144-33号 1級建築士(大臣)第350160号			
									所	在	地	沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号			

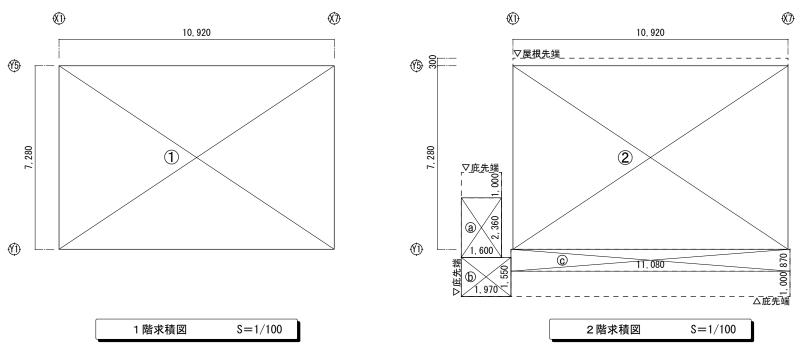
			1		1		
① ① 主任技術者·監		1 技能士(1.5.2)	適用工事種別 技能検定作業	②①工事用水	構内既存の施設:【・利用不可 ○利用できる(○有償 ・無償)】	③継手及び定着	(1) 継手の種類等
— 理技術者	7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術 者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間			仮   設  ②工事用電力	#+m+o+=0.1 1/m O1/m-+1/O+#	(5.3.4)	施工部位継手の種類 備考(重ね継手の長さ等)
共	は、次のとおりとする。			工   ②工事用電刀	横内既存の施設:【・利用不可 ○利用できる(○有償 ・無償)】		図示 重ね継手
通	ア 現場施工に着手するまでの期間			事③環境対策につ	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止		(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中
項	【現場施工に着手する日が確定している場合】	20 化学物質の濃	(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数	いて	条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令		やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾
^	請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの 期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場	度測定(1.5.9)	測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考		等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工するこ		を受けて施工すること。 (3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。 ・ 】
続き	期间については、主任技術有文は監理技術有の工事現場 への専任は要しない。		 (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された		重、検討を下方に行い、監督員の確認を特に工じ他工すること。 と、		(3) 鉄肋の足有長さ【※凶亦による。
\(\rightarrow\)	【現場施工に着手する日が確定していない場合】		場合は、引渡は受けない。		(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示によ	4 鉄筋のかぶり厚	☑(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ:
	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現				<b>ప</b> .	さ及び間隔	(2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり
	場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始さ		※完成図 ※保全に関する資料	0 = 1 = 11		(5.3.5)	厚さ:
	れるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者 の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手す	図書 (1.7.1)(1.7.2)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。	④足場その他 (2.2.4)	・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置 に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による		(3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法:
	る日については、請負契約の締結後、監督員との打合せに	(1.7.1) (1.7.2)	(2) 本工事は電子納品対象工事とする。	(2.2.4)	足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式	⑤各部配筋	サーク おかり と その 他特記す
	おいて定める。		電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を		又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。	(5.3.7)	施工箇所 配筋の方法 での他特に 9 人でき事項
	イ 検査終了後の期間		電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、				【・(参一.)による。 ・図示 】
	工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が		各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイル	⑤ 監督員事務所	規模(㎡)		【・(参一.)による。 ・図示 】
	遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っ ている契約工期中の期間については、主任技術者又は監		フォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別	(2.3.1)		6機械式継手	機械式継手の種類:・図示・
	理技術者の工事現場への専任を要しない。		途監督員と協議するものとする。		屋根	0 198198工作中生于	1及7队八市生子 リケ 主 次・
	(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について		(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっている		備品の種類及び数量		
	ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置す		か(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納				
	る主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以		品確認登録証」の発行を受けること。		W=1 7 48 + 0 15 PM	⑥ ①□ンクリートの	気乾単位容積 類別等 設計基準強度 施工部位
	前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任		業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正) 1部提出すること。	(3)(1)埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)		コー 強度	質量による種類     類が可     (Fc)     地上即位       ・普通コンケリート ※ I 類     18     捨て・ラップル
	技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康		「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の	工 (3.2.3)(致3.2.1)	・B種 適用場所( )	ク	・軽量コンクリート   ・II 類
	保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。	事	・C種 適用場所( )	기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기	・普通コンクリート ※ I 類 21 土間コン
			なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定するこ		土質( ) 受渡場所(		・軽量コンクリート ・ II 類
19 主任技術者等	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、		と。		・D種 適用場所( ) 】		・ 普通コンクリート   ※ I 類 24 基礎、基礎梁
の資格	現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で 示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。		(4) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。		   載荷試験  試験の方   試験の位   <sub>非 井 井 五 素</sub> 報告書の	事	・軽量コンクリート   ・ II 類   (6.2.1) (6.2.2) (6.2.3) (6.10.1) (6.13.1) (6.14.1) (6.15.1)
	・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格		アゆいくる材利用状況報告書	地 (4.2.3) (4.2.4)	軟何試験   試験の方   試験の位   載荷荷重   報音音の   記載事項		(0.2.1) (0.2.2) (0.2.3) (0.10.1) (0.10.1) (0.14.1) (0.10.1)
	を有するもの		イ ゆいくる材出荷量証明書	業	・水平試験・図示 ・図示 ・図示 ・図示	⊘コンクリートの	(1) セメントの種類
	・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級			上     重	杭・鉛直試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	材料	【※普通ポルトラント・セメント・フライアッシュセメントB種・ 】
	建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの マー 陸珊は佐老になっては、陸珊は佐老姿を老証及び陸珊は		(5) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示が あった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。	7	・平板載 ・図示 ・図示 ・図示		(2) フライアッシュセメントB種の適用箇所:【・図示・ 】
	ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技 術者講習修了証を有する者であること。		なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。		地盤 荷試験   段階式裁荷   ・   ・   ・		(3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・B (6.3.1)
	イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上		Soot Continue of the thinks of the second			3 コンクリートの	材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中
	の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	② 設計図CAD	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与す			強度試験	養生」とする。
	ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計	データの貸与	る。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完	2 杭地業	(1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)		
	図書等で確認すること。		成図の作成のため以外に使用してはならない。		抗地業の種類 工法 ・ 遠心力高強度プレストレストコ ・ セメントミルクエ法		
	(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	23 情報共有システ	┃  		・遠心力高強度プレストレストコ  ・セメントミルク工法   ンクリート杭(PHC杭)  ・特定埋設杭工法		
① 監理技術者の	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を	<u>Б</u>	す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等に		<ul><li>プレストレスト鉄筋コンクリート ・プレボーリング拡大根固め工法</li></ul>	4 コンクリート打	仕上げの種別 打増し厚さ 施工部位 備考
兼務(特例監理	受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場		より当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。		杭(PRC杭)・中掘り拡大根固め工法	放し仕上げ	
技術者の配置)	合の要件は、現場説明書による。		【インターネット環境】:ブロードバンド回線		· 鋼杭地業 · ( )工法	(6.2.5) (6.8.1)	
	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を 受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。		【パソコンOS】 : Microsoft Windows 8.1 ∕ 10 【推奨ブラウザ】 : Microsoft Edge		・場所打ちコンクリート杭地業 ・アースドリル工法 ・( )工法	⑤コンクリートの	   工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質
	文のの単字文明も(15月二年)文明も7の出世を必めない。		情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でイ		(2) 杭の寸法等 (4.2.2) (4.3.3) (4.4.3) (4.5.4)	•	まずに関係するコンプラードは事前に試し続うとうじたでの品質 等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報
① 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、		ンターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを				告する。
	原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。		行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換		(m) 07/151X		
	【・火災保険・建設工事保険・組立保険・請負業者賠償責任保険】		するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県		試験杭は関するによる	6 打継ぎ(6.6.4)	打継ぎ目地の寸法は、図示による。
	(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、 契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。		とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステム			◯ 型枠	(1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ
	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。		を運営している者に支払うこと。		本杭	<b>→</b> ±17	[ ·20mm ·( )mm ]
	ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式によ		(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速や		(3) 杭の品質等 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6)	(6.8.1)	(2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。
	る場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出す る。		かに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支		設計支持 推定支持力 水平方向の 継手工法 杭頭の処	(6.8.2)	(3) MCR工法の適用: ・有り【 使用箇所: ・図示 · 】
	る。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主エ		払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)		カの算定方法がれ精度理	8 軽量コンクリー	施工部位 種類 気乾単位容積質量
	1 ヨ該建政境場に 建設未返職並共済制度適用事業主工 事現場」標識を掲示する。	② 墜落制止用器	<ul><li>■・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に</li></ul>		(4) 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)	ト	ルエロロ 性短 XV中位合領員里 11種・2種
	ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。	具	着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の		支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘 支持層への根入	(6.10.1)	
	エエ事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査		使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成20年6月22日付け基系0622第2号)		文持僧の位直 文持僧の種類 削深さ れ深さ	(6.10.2)	水又は土に接する軽量コンクリートの使用
	職員に提示しなければならない。		に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号) を遵守すること。		(E) 4B 元 ナナナーン・カリ リーナンナフ ++ 4M 体		・有り【使用箇所:・図示 ・ 】
18(ねいくみおにつ	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物				(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋	9 暑中コンクリー	   暑中コンクリートの適用は【 市】の日平均気温の平年値が
いて	を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。そ	25「労務費見積り	  ・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象		学 鉄肋	0 個でコンジリー	者中コングリートの適用は
	れ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとす	尊重宣言」促進	工事である。		[・(参-2.2) ・図示 ]		(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【 】を
	る。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいく	モデル工事	実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデ ル工事試行要領(案)」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要		イ セメントの種類 【・普通ポルトランドセメント ・図示 】		記載すること。
	る材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再 生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて		(条/]及び!! 方物質見積9早里亘言] 美施安 領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものと		ウ コンクリート	10 品質確保	レディーミクストコンクリートの品質確保については、「レディーミ
	生質材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準して		する。		設計基準強度 種別 備考	山面貝唯保	レティーミクストコングリートの品質確保については、「レティーミ
	より使用することができない場合は、新材を使用すること。	26 建設キャリア	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)				国営建第95号)及び「「レディーミクストコンクリートの品質確保につ
	(2) ゆいくる材の品質質理	アップシステム		3 床下防湿層	防湿層の範囲は、図示による。		いて」の運用について」(平成15年11月10日付け国営技第71号)を
	アーゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等の	(CCUS)活用に ついて	テム(CCUS)活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。	(4.6.5)			適用する。
	ほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材		実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム	H			
	1 受注句は、工事調員代金額が 500万円以上でが代る材 を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術		(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステ	5	種類の記号 呼び名(mm) 備考	工事名称 沖縄県中央児童相	
	センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書		ム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を 参照し実施するものとする。	鉄	SD295 D10~D16	工事場所 沖縄県那覇市	市首里石嶺町4丁目404番2 他 図面名称 建築工事特記仕様書(その2)
	類の交付を受けなければならない。		, moscae, a core, ac	筋			県中央児童相談所 縮 尺
	ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及 パヨ場 の の 変 共初回 燃 1 味 ト 軟 き やし 転 圧 宝 7 後 の 耳 場			事		摘要	図面番号   A - 02
	び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場 簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。			<sup>争</sup> ②溶接金網 (5.2.2)	網目の形状 寸法 鉄線の経 備考 150×150 Φ3.2 SUS304		設計 製 図   名 称   株式会社 宮平設計     設 資格者氏名   徳村 泉
	工 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速や			(3.2.2)	100100   7 0.2   000004	検印	計 登録番号   超速築士海病府登録第144-33号   安録番号   超速築士(大臣)第50160号
	かに監督員に試験結果を報告しなければならない。						者
	=		•				

7 ①鋼材(7.2.1)	記号の種類   適用箇所   備考	<b>(5)</b> 外壁パネル工法		11	1 タイル	(1) タイルの種類	(13)	1 長尺金属板葺	+5 75 で イル 金膜の耐久性、
鉄 (表7.2.1)	STKR400     柱     形状及び寸法は、図示による。       SS400     梁、二次部材     形状及び寸法は、図示による。	(8.4.3) (8.5.3)	(1) 地震に対する安全性 設計用震度(K <sub>H</sub> )	タイ	(11.2.2)(11.3.2)	施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性	屋 根 -	(13.2.2)	施工箇所 屋根葺形式 板及びコイル の種類
事 ②高力ボルト (7.2.2) (7.3.2)	種類   径   縁端距離   間隔   ゲージ   備考   F10T、F8		設計用震 帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部 度 材)の性能	ルーエー事		(2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】 (3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】	及びレ		下葺材料:【・アスファルトルーフィング'940 ・改質アスファルトルーフィング'】
(7.4.2) (7.4.7)	すべり係数試験: 【・実施する ・実施しない 】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示 ・ 】		設計用水 設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応 平震度 カ度が所定の応力度以内にあり、有害な残留ひ	7	2 あと張り工法	(4) 腰壁タイルの上端は、役物タイル使用とする。 壁タイル張りの工法等	いエ	②折板	施工箇所 形式の区分 山高・山ビッ 耐力による 材料による 厚さ
③普通ボルト (7.2.3) (7.3.2)	径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考		(K <sub>H</sub> ) ずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方		(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)	タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理: 【・MCR工法 ・目荒らし工法】	事	(13.3.2)	図分   区分   区分   区分   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日
④アンカーボルト (7.2.4) (7.3.2)	<ul> <li>構造用アンカーボルト</li> <li>種類 縁端距離 間隔 ゲージ 形状及び 保持及び埋込 カスナナー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー</li></ul>		設計用鉛 向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方 向について行う。	+			$\  \cdot \ $	3 県産瓦葺	(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。
(7.10.3) (表7.10.1)	SS400		応放  所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許	⑫ 木	①木材 (12.2.1)	① 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種			(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する
	・建方用アンカーボルト       種類   縁端距離   間隔   ゲージ   形状及び   保持及び埋込   ステナナー ステナー ステ		が定める指針等を含む。)が定める値とする。	事	(表12.2.1)	② 製材			作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の 技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う
	1年級		 (2) 構造体の層間変形に対する追従性   層間変形   帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接			【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材			こと。 【 ・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した
5 デッキプレート (7.2.7) (7.7.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考		層目変形   機壁 (江上面及び構造体から江上面までの 接角 合部材) の性能 - 1/100		(表12.2.2)	・ 「 た			・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した 者を1名配置】
(1.2.1) (1.1.0)	デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示・・ 】		- 1/200 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと - 1/200 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと		(4)(12.2.2)			4 瓦 (13.4.3)	(1)瓦の緊結方法:( )
6 スタッド (7.2.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考			-				<b>うとい</b> (13.5.2)	材種 規格名称 材質 備考
7 柱底均しモルタ	材料 厚さ 種別 備考	9	(1) 防水の種類等     (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)       防水の種類     厚さ       施工箇所			(3) 造作用集成材		(表13.5.1)	硬質塩化ビニル管 Φ75 VP カラーパイプ
Jレ(7.2.9)		水工	透水防水シート 外壁			【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】			
8 材料試験等 (7.2.10)	引張りを受ける材料の試験等:・実施する【図示( )】	争	(2) 防水層の種類     (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)       防水層の種別     工法			【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材 ・	金	1 あと施工アン カー(14.1.3)	あと施工アンカーの引抜試験: 【・実施する ・実施しない】
9 仮組(7.3.10)	仮組の実施 :【・実施する ・実施しない 】		(表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3)			施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ	属工事	2 アルミニウム及	
10 溶接	開先の形状 エンドタブの有・無 スカラップの形状 溶接部の試験		(表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)			(A) ************************************	7	ひアルミニワム 合金の表面処 理	種類:[・A1 ・A2](JIS H 8602) (14.2.2)(14.7.2)(14.8.2)(14.8.3)(表14.2.1)
(7.6.3) (7.6.4) (7.6.7) (7.6.12)	及び適用箇所		(3) その他の材料等			(4) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】		理 3 鉄鋼の亜鉛 めっき	施工箇所種別表面処理方法
11 塗料の種別 (7.8.4)	錆止め塗料の種別:【・A種 ・B種 】		- ・・ m熱材 : (材質 ) (厚さ ) - ・ 立上り部保護: (材料 ) (工法等 )			施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理		<b>4</b> 軽量鉄骨天井	(14.2.3) (表14.2.2) 屋外の軽量鉄骨天井下地
(表18.3.1)			- 脱気装置 : (種類 ) (設置数 ) (使用量 )					下地 (14.4.3)(14.4.4	野縁受、吊りボルト及び 野縁の間隔 備者
12 耐火被覆の種 類及び性能	種類 所要性能及び摘要箇所		(4) 施工			(5) 合板等 【〇普通合板 〇構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等			・補強方法等(図示による)
(7.9.2)(7.9.3)			・ 下地の処理方法等 :( )			床下地 ラワン t12構造用 棚 シナ t5合板		5 金属成形板張	J(1) 金属成形板の種別及び表面処理:
13 その他(7.11.2) (7.12.5)	(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法: (2) 溶融亜鉛めっき高カボルトを使用する場合の摩擦面の処理:	②シーリング (9.7.2) (9.7.3)	シーリング材の種類 施工箇所   試験等   ※簡易接着性試験			(6) パーティクルボード			)(2) 長尺の場合における伸縮調整継手:
	【 ・ブラスト処理 ・ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の	(9.7.5) (16.14.5)	変形シリコン系(MS-2) 建具廻り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性		笠木(14.7.2)	(1) 構成部材による種類: (2) アルミーウム製笠 木本体の材料の表面処理の種別及び複合
	確認方法:	(17.3.2)				(7) 構造用パネル		(14.7.3) (表14.7.1)	皮膜の種類は次による。 種別:【・A-1 ・B-1】 種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類:
8 1 補強コンクリー	ブロックの種類及びモデュー	の体証	(1) 元嗣来有、施工来有、袋垣所の三有連者による休証者を監督 員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【10】年間とする。ただし、アスファル			施工箇所厚さ等級			性別をB-12Uに場合の複合及線の性類: 【・A1 ・A2】(JIS H 8602) (3) 固定金具の間隔及び固定方法:
8 1 補強コンクリー トブロック造 ン (8.2.2) (8.2.4)	ル呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋		ト防水は【 】年間とする。				H		(3) 国た並兵の同門及び国た万広。
ク (8.2.5)					②土壌の防蟻処 理	(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあ り対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書	① 左	1 ラス系下地 (15.2.4)	(1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地) ・直貼り工法(・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地)
c コンクリートブ   ロック帳壁及び	ブロックの種類及びモデュー ル呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋	10 1 石材(10.2.1) 石 (表10.2.1)	(1) 天然石 施工箇所 種類 表面仕上げの種類			4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木	官工		・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形 式の通気工法を行う場合()
ー リ ッ (8.3.2)-(8.3.4)		工 (表10.2.2) 事				材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり	争		(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指 定がある場合の下地の仕様()
7 •	塀の場合の化粧ブロックの有無 : 【・有り ・無し】		(2) テラゾ 施工箇所 種石の種類、大きさ 形状及び寸法 表面仕上げの種類			予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポ		2 せっこうボード	
A 3 ALCパネル L (8.4.2)-(8.4.5) C (表8.4.2)	(1) パネルの種類等 パネルの種類 単位荷重 厚さ 長さ 構法	o 時の工事リエ::	(4) 72+ 4075		<b>○</b> □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	リエチレンフィルム敷きを行う。		その他のボード 下地(15.2.5)	
パ (表8.4.3)	(2) 床パネルの耐火性能:【・1時間 ・2時間】	(10.3.2)(10.4.2)	(1) 工法、加工等		虫処理	木材処理(防蟻・防虫) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただ		3 モルタル塗り (15.2.2)(15.2.5)	(1) モルタル:・現場調合材料 ・既調合材料()) (2) 既製目地材の適用及び形状:
ル・	(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅: 【・図示 ・( )mm】	(10.5.2)			(12.3.1)(12.3.2)	し、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。		(10.3.2) (10.3.3)	(3) 床の目地の砂臓 所及び にん: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験:
C	(4) 耐火目地材の適用:【・適用する ・適用しない】	(10.2.2)	(2) 乾式工法の方式:【・スライド方式 ・ロッキング方式】 (3) あと施工アンカーの材質及び寸法:			(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。			【・実施する・実施しない】
エ 4 押出成形セメン 事 ト板(ECP)	パネルの種類 表面形状 厚さ 幅 取付工法	(10.2.3)	(4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:			ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。			
(8.5.2)-(8.5.4) (表8.5.1)		3 床及び階段の 石張り	厚さ 石裏面処理 目地幅 備考			イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。	Ι	事場所 沖縄県那覇	#IBJR程量数骨油プレプは再務所増産工事 工事年度 令和 4 年度(繰越)  市首里石嶺町4丁目404番2 他 図面名称 建築工事特記仕様書(その3)
(表8.5.2)		(10.6.2) (10.6.3)		'	処理の施工及	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承		要	県中央児童相談所         縮         尺           図面番号         A - 03
		4 特殊部位の石 張り(10.7.1)	施工箇所 工法 石材の厚さ 石裏面処理 裏打ち処理 備考		び保証	諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出す	埝	管理建築士	上 設計         製図         名 称         株式会社 宮平設計           設資格者氏名         徳村泉
		(10.7.2)(10.7.3)				る。なお、期間は、処理施工後5年とする。	19	-1-	計 登録番号   縁離線本事所産線第44-33号 者

19 左	4 仕上塗材仕上	種類 呼び名 仕上げの形状・工法等	<b>⑨</b> 建具用 (16.8.2)	用金物 2)(16.8.3)	① 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式   金物の種類   見え掛り部の材質   備考		3 合成樹脂塗床 (19.4.3)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:	② 排	1 排水管 (21.2.1)	材種 管の種類 呼び径 備考
官工事	げ(15.6.2) (表15.6.1)		(表16.8		(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。		4 フローリング張 り (19.5.2)(19.5.3)	施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)	水 工 事	②側塊、排水枡等 (21.2.1)	(1) 側塊 形状 寸法 備考
へ 続 き	5 マスチック塗料 塗り(表15.7.2)	工程 種別 塗料その他	<b>⑩</b> 鍵 (16.8.4		① マスターキー:【○製作する ・製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまと めて納品する。		5 フローリングボ ードの特殊張り	体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。			② 排水枡
	ター塗り	(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター ・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用) (2) 上塗り・・既調合プラスター(上塗り用)・しっくい塗り	11 自動ド 置(16.		(1) 戸の開閉方法:【・引戸 ・開き戸 ・折戸】 (2) センサーの種類:		6 畳敷き (19.6.2)	(1) 畳の種別【・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別: )】 (2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。			図示 (3) グレーチング
	7 しっくい塗り (15.10.2)	(1) しっくい:・現場調合材料 ・既調合材料()	(表16.		(1) シャッターの種類:【・重量( ) ・軽量】	N	⑦せっこうボード、 その他ボード及	(1) せっこうボード   規格名称   種類の記号   厚さ   施工箇所   目地工法の種類			材質 用途 適用荷重 メインバーピッチ 備考 (4) 地業の材料: 【
	8 ロックウール吹 付け(15.12.3)	仕上げ厚さ:	(16.11. (16.12. (16.12.	1.2) 2.2)	(7) イン・フィー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー		での他ホード及 び合板張り (19.7.2) (19.7.3)	図示 (2) 合板の種類		3 基床(21.2.2) 4 街きょ、縁石及	基床の厚さ及び種類: 図示による。 コンクリート縁石及び側溝
(16) 建	1 防火戸等	(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。	(10112		【・設ける・設けない】 【・改ける・設けない】 (5) スラットの形式: 【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形】		(表19.7.5)	合板の名称   施工箇所   その他の仕様   ※図示(Aー )による。   ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第		び側溝(21.3.1)	名称 規格名称 形状 寸法等 備考
具工事	2 見本の製作等	<ul> <li>(1) 建具見本の製作:【・行う ・行わない】</li> <li>(2) 特殊な建具の仮組:【・実施する ・実施しない】</li> </ul>			(1) 耐風圧性能の区分: (2) 閉閉機能:【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式】			12章第3項及び第4項を適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:	22 舗	1 路床(22.2.2) (22.2.3)(22.2.5)	(1) 路床の種類等 「層の種類 厚さ 盛土の材料 路床安定処理  試験
	③アルミニウム製( 建具	•		. ,	(3) 収納形式による区分:		<ul><li>8壁紙張り</li><li>(19.8.2)</li><li>9断熱及び防露</li></ul>	品質及び防火性能: 【 】 断熱材の種類及び厚さ: 【グラスウール 24kg/㎡ 】	装工事	(表22.2.1)	(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:
	(16.2.2) (16.2.4)	TEM   M   M   M   M   M   M   M   M   M	<b>仏</b> ガラス (16.14	4.2)	(1) ガラスの種類及び厚さ等       ガラスの種類     厚さ等       図示	+	(19.9.3) (19.9.4)			2 路盤 (22.3.2)(22.3.5)	(1) 路盤の厚さ: 【
	(16.2.5) (表14.2.1) (表16.2.1)	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考	(16.14. (16.14.		図示	20 ユニッ	フロア(20.2.2)	施工箇所     寸法     高さ     耐震性能 所定荷重 止性能 抗       図示     50		装	(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A- ) ・ 】 (2) 加熱アスファルト混合物等の種類:
		<ul><li>・防音ドアセット</li><li>・断熱ドアセット</li><li>・耐震ドアセット</li></ul>		(	(3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法	ト及び	2 可動間仕切(20.2.3)	施工箇所 構造形式構成基材 遮音性 表面仕上げ 建具寸法等		(22.4.2) (22.4.4) (22.4.5)	【・密粒度アスファルト混合物(13) ・再粒度アスファルト混合物(13)】 (3) シールコートの適用:【・有り ・無し】
	ł	③ 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類 種別:B-1			表面形状 呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧加ー	その他	3 移動間仕切 (20.2.4)	施工箇所 種類 表面材 操作方法 遮音性 備考		装(22.5.2) 5 カラー舗装	(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A- ) ・ ]         (1) 構成及び厚さ:【・図示による(A- ) ・ ]
	ļ	複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602) (4) 結露水の処理方法: (5) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。	17 1 カーテ		(1) カーテンウォールの種類:【 ・メタル ・PC】 (2) 性能	事		あと施工アンカーの使用: 【 ・有り ・無し】材質、寸法等は図示に よる。		(22.6.2)	(2) 種類: 【・加熱系( ) ・常温系( ) 】         (3) 添加する着色骨材又は自然石         【・図示による(A- ) ・ 】
	4 樹脂製建具 (16.3.2)	(1) 建具の性能等           種別         耐風圧性         気密性         水密性         枠見込み寸法         施工箇所	「 テ (17.2.2 ン (17.2.6	.3) .6)	耐風圧 耐震 水密 性 気密性 耐火性 性 遮音性 断熱性		4 トイレブース (20.2.5)	表面材の材質 脚部の形状及び寸法 ドアエッジの形状及び材質 図示		ルト舗装	(4) その他【・ 】 構成及び厚さ:【・図示による(A- ) ・ 】 】
	(16.3.3) (16.3.4) (16.3.5)		イ イ (17.3.2 (17.3.3 ル	.3)	(3) 材料の種類	ľ	⑤手すり (20.2.6)	(1) 手すり 【・SUS304 (表面処理 ・ ※HL程度 )		<ul><li>(22.7.2)</li><li>7 ブロック系舗装</li><li>(22.8.1)</li></ul>	(1) ブロック系舗装の適用: 【・コンクリート平板舗装 ・イン ターロッキングブロック舗装 ・舗石舗装】
	(表16.3.1) (表16.3.2) (表16.3.3)	・防音ドアセット	事		<ul><li>(4) 先付け材料: 【・建具枠 ・ゴンドラ用がイドレール ・ 】</li></ul>			(※標準仕様書表14.2.2による種別 (・ 種)) ・ 】			(2) 種類及び寸法等:【・図示による(A- )・ 】 (3) ジオテキスタイルの適用及び品質:【 】
	(表16.3.4)	<ul><li>・断熱ドアセット (3) 表面色:</li></ul>			(6) PCカーテンウォールの仕上げ: (7) 構造ガスケットを用いるガラスの取付け:		6 階段滑り止め (20.2.6)	材種 形状 寸法 備考	23 植	1 植栽地の確認 (23.1.3)	(1) 植栽地の土壌試験: (2) 暗きょ、開きょ及び排水層等の設置は、図示による。
		<ul><li>(4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。</li><li>(5) ガラス: ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス ・</li><li>(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ 】</li></ul>	18 ①塗装の	の種類及	素地ごしらえ   塗料の名称・  塗装工程の   施工箇所		7 ブラインド (20.2.14)	形式 種類 スラットの材質 スラットの幅 施工箇所	栽及び見	(23.2.2) (23.2.3)	(3) 土壌改良材: (4) 植込み用土:
	5 鋼製建具 (16.4.2)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)	塗 び種別装 (18.1.7 エ (18.2.2	.7)	学表面 工程の種別 種類 種別 <sup>ルエ面別</sup> 図示		8 ロールスクリー ン(20.2.15)	操作方式 幅及び高さ 材種 品質等 施工箇所	屋上緑化	2 植樹 (23.3.2) -(23.3.4)	(1) 種類等 樹木の種類 樹高(m) 有効土層の 厚さ(cm) 支柱の形 備考
		(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考		8.13.2)	防火材料の指定【・有・無】		9 カーテン (20.2.16)	形式 開閉操作 きれ地の種別等 施工箇所 備考	工事工	(23.3.6)	整備範囲は図示による
		・簡易気密型ドアセット (3) 鋼板の種類: 【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】	②保証		(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【10 】年間とする。		10 間知石及びコン クリート間知ブ	(1) 間知石 村種 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工箇所	事	3 芝張り等	(2) 新植樹木の枯補償の期間:【※1年・( )年】 (3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年・( )年】 (1) 芝の種類:コウライ芝
	6 鋼製軽量建具 (16.5.2) (16.5.3)	(1) 建具の性能等       種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所	19 1 ビニル 内 等	レ床シート(	(1) ビニル床シートの材料及び工法 「施工箇所 種類の記号  色柄   厚さ   熱溶接工法の適用		ロック積み (20.4.2) (20.4.3)	図示【A- 】 (2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量		(23.4.2)	(2) 種子の種類及び量: (3) 地被類  ***********************************
	(表16.2.1)	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット	装 (19.2.2 工 (19.2.3 事	.3)	・有り ・無し ・有り ・無し ・有り ・無し		11 くつふきマット	区分:【・ 】  (1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製			樹種 芽立数 コンテナ径 単位面積当たりのコンテナ数
		(3) ビニル被覆鋼板:【・使用する ・使用しない】 (4) カラー鋼板の適用:【・使用する ・使用しない】			施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 (3) 特殊機能床材の適用:			<ul> <li>・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】</li> <li>(2) 受け枠の材種:</li> <li>【・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】</li> </ul>		4 屋上緑化 (23.5.2)(23.5.3) (23.5.4)	土壌層の厚   排水層の厚   樹木の樹種、寸   支柱の形式 かん水装置   さ
	7 ステンレス製建 具 (16.6.2)(16.6.3)	施工箇所     気密性     水密性     耐風圧性     備考(材料等)			【 ・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	4	②流し台ユニット	名称 寸法 適用内容 規格·品質 備考 L=1500			※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。 ※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職 員と協議すること。
		(2) 表面仕上げ:【※HL ・パイブレーション ・鏡面 ・ 】 (1) かまち戸	②カーペ	ペット敷き	床(図示) 2.5					,	下級所程量鉄脅点でレハプ専務所増発工率 工事年度 令和 4 年度(繰越)     市首里石嶺町4丁目404番2 他 図面名称 建築工事特記仕様書(その4)
	(16.7.2)	かまちの樹種: 、鏡板の樹種: (2) ふすま 上張りの種類: 、縁の仕上げ:	(19.3.2 (19.3.3 (表19.	.2)	施工箇所 類・種別 床 タイルかーヘッ 3.5 トグリッパー ・全面接着 ・グリッパー ・全面接着			<b> </b>	発流	要	県中央児童相談所 縮 尺 図面番号 A - 04
			(表19.	9.3.2)	(1) 帯電性の適用 【・有り ・無し】 (2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。				検	ЕD	設 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音







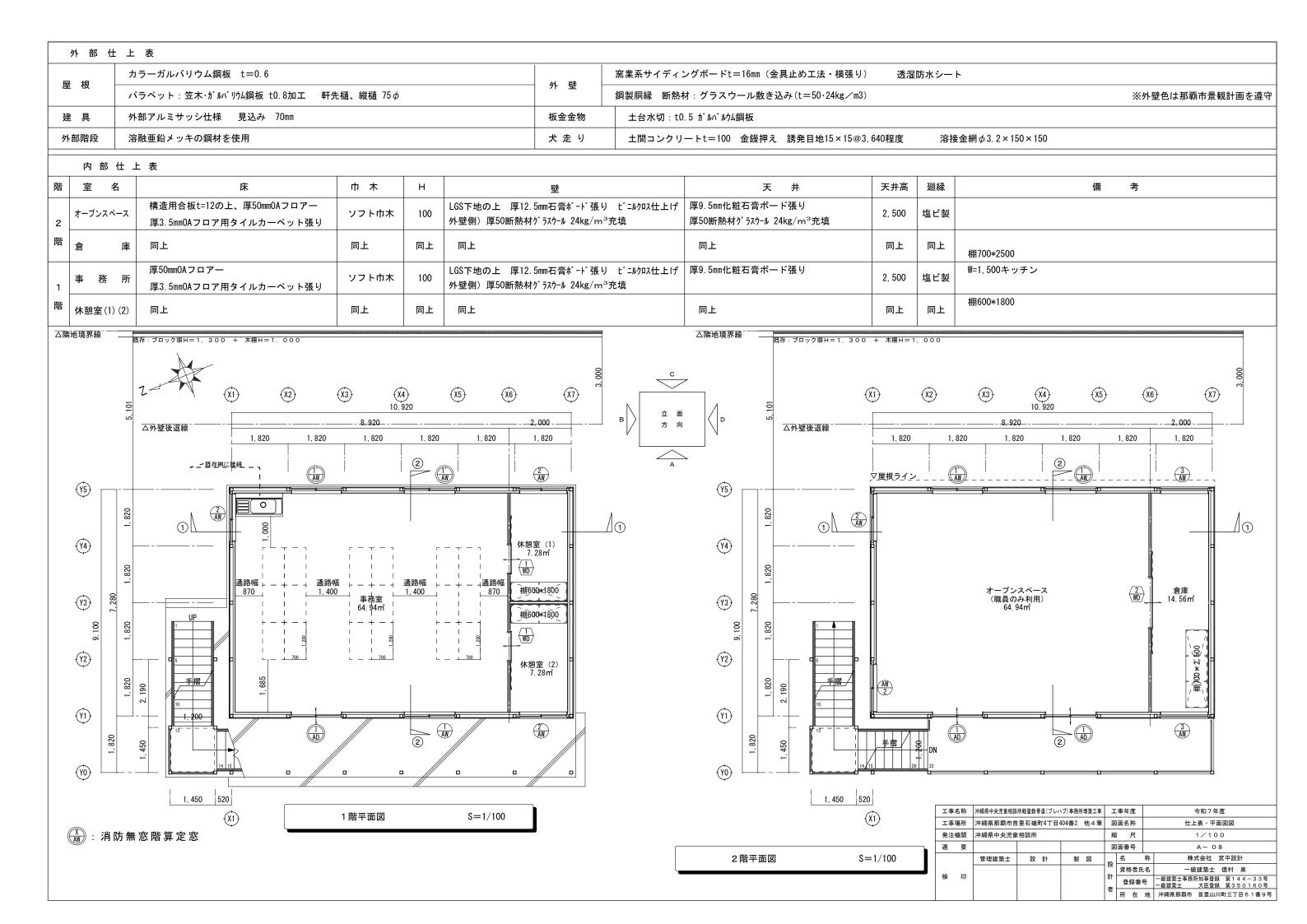
		敷	地 面	積	į	
A	89, 943	×	20, 537	×	1/2	923. 579 m²
В	89, 943	×	21, 730	×	1/2	977. 230 m²
C	91, 187	×	6, 555	×	1/2	298. 865 m²
D	91, 187	×	36, 902	×	1/2	1, 682. 491 m²
E	80, 593	×	5, 435	×	1/2	219. 011 m <sup>2</sup>
合 計						4, 101. 17 <del>6</del> m²

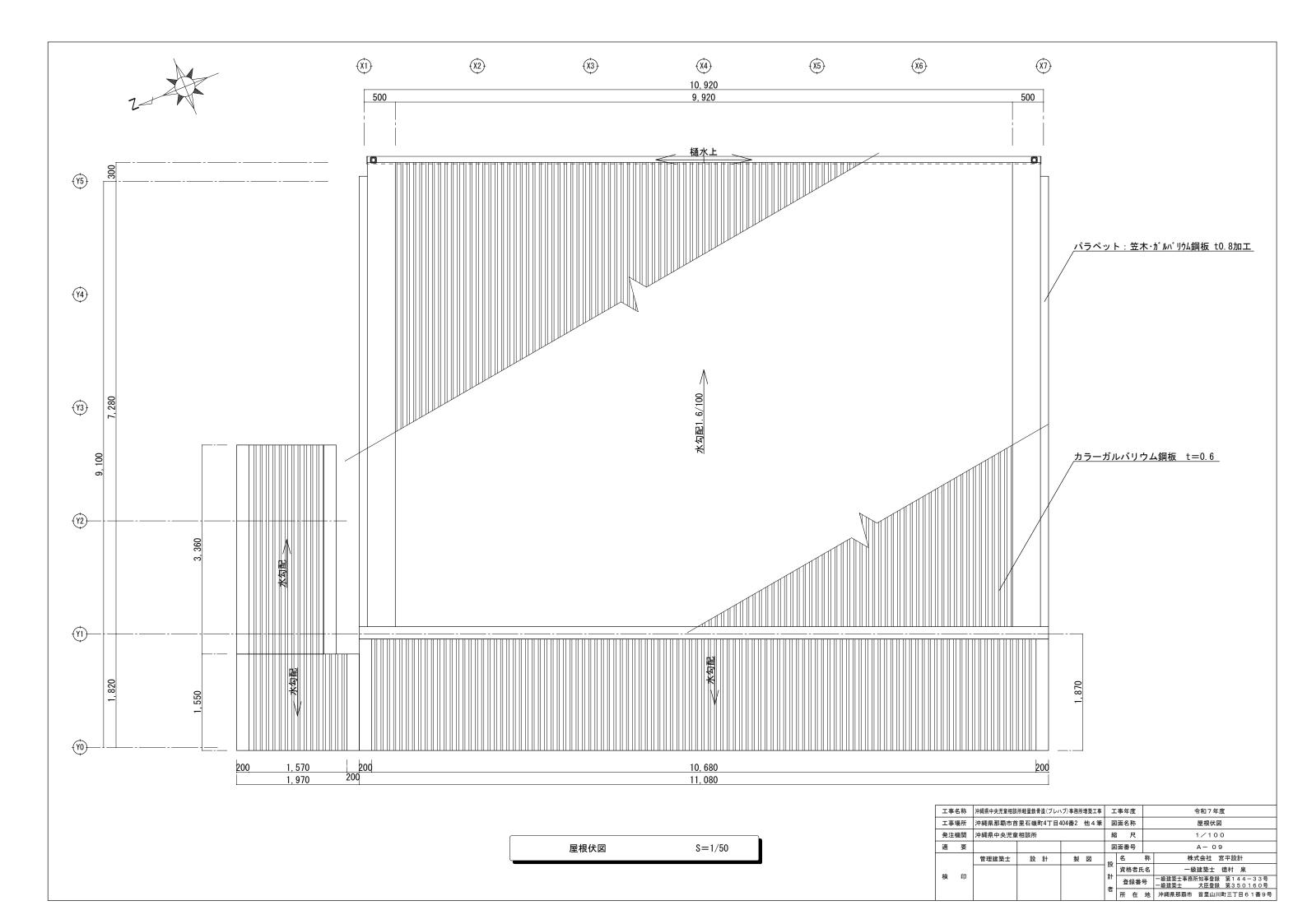
	1 階 床 面 積										
1	10, 920 × 7, 280	79. 4976 m <sup>2</sup>									
2 階 床 面 積											
2	10, 920 × 7, 280	79. 4976 m <sup>2</sup>									
合 計	<u> </u>	158. 99 <del>52</del> m²									

	建	築	面積	
1	10, 920	×	7, 280	79. 4976 m²
a	1, 600	×	2, 360	3. 776 m <sup>2</sup>
(q)	1, 970	×	1, 550	3. 0535 m²
0	11, 080	×	870	9. 6396 m²
合 計				95. 96 <del>67</del> m <sup>2</sup>

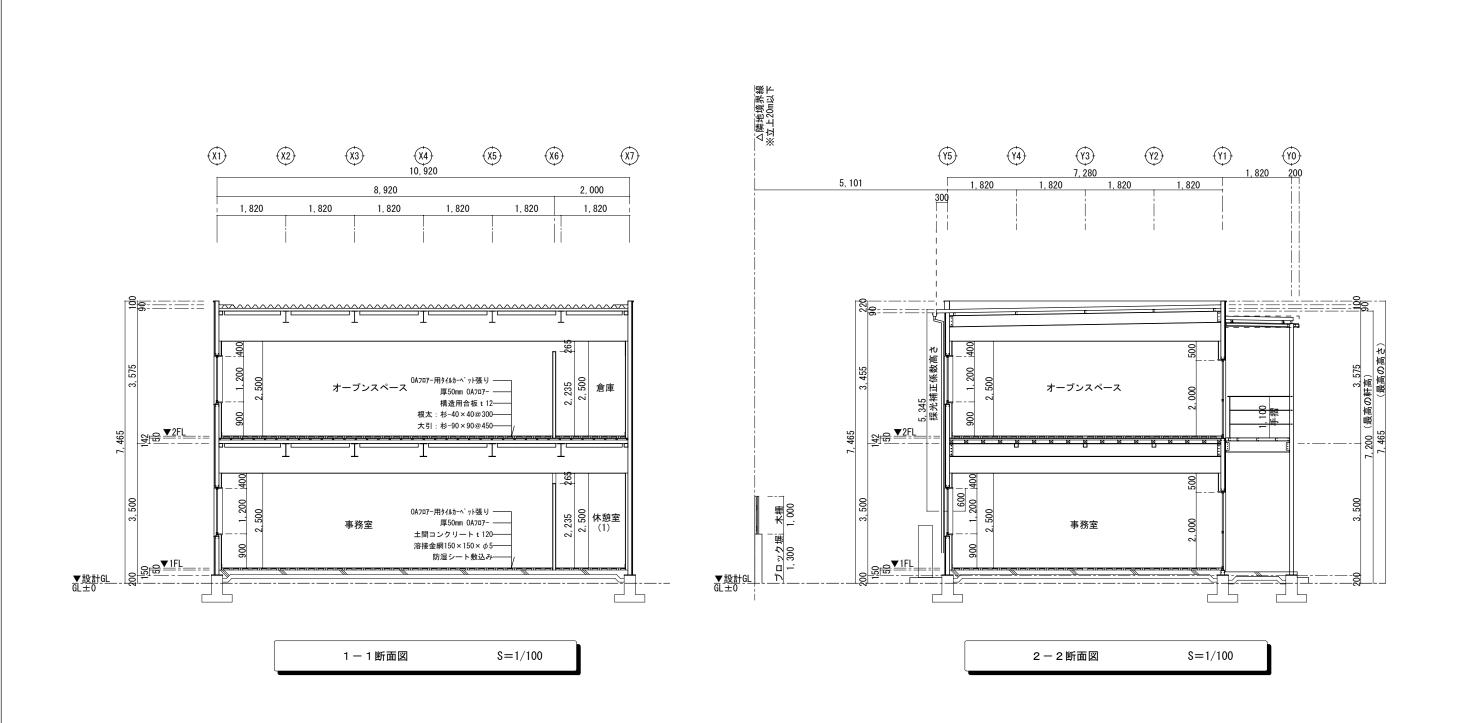
	増築後 建築面積 床面積 一覧												
			既	今回	増築								
	管 理	棟	保 護	所 棟	厨房	棟	事 務	所 棟					
2階床面積	280. 62	mi	171.00	m³	-	m³	79. 49	mi	531.12 m <sup>2</sup>				
1階床面積	665. 28	m³	395. 34	m³	97. 60	m <sup>‡</sup>	79. 49	m <sup>‡</sup>	1, 237. 72 m²				
床面積合計	945. 90	m³	566. 34	m³	97. 60	m <sup>‡</sup>	158. 99	m³	1, 768. 83 m <sup>2</sup>				
建築面積	774. 19	m <sup>*</sup>	455. 96	m³	123. 93	m <sup>*</sup>	95. 96	m <sup>‡</sup>	1, 450. 04 m <sup>2</sup>				

工事名称 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事				I	工事年度		令和7年度						
工事	場所	沖縄県那覇市首	市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆						図面名称		求積図・面積表		
発注機関		沖縄県中央児童相談所						ŝ	尺	1/100			
適	要						図	図面番号			A- 07		
		管理建築士	設	計	製	図	設	名		称	株式会社 宮平設計		
١,,								資料	各者日	名	一級建築士 徳村 泉		
検	印					計	登録番号		号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号			
							者	所	在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

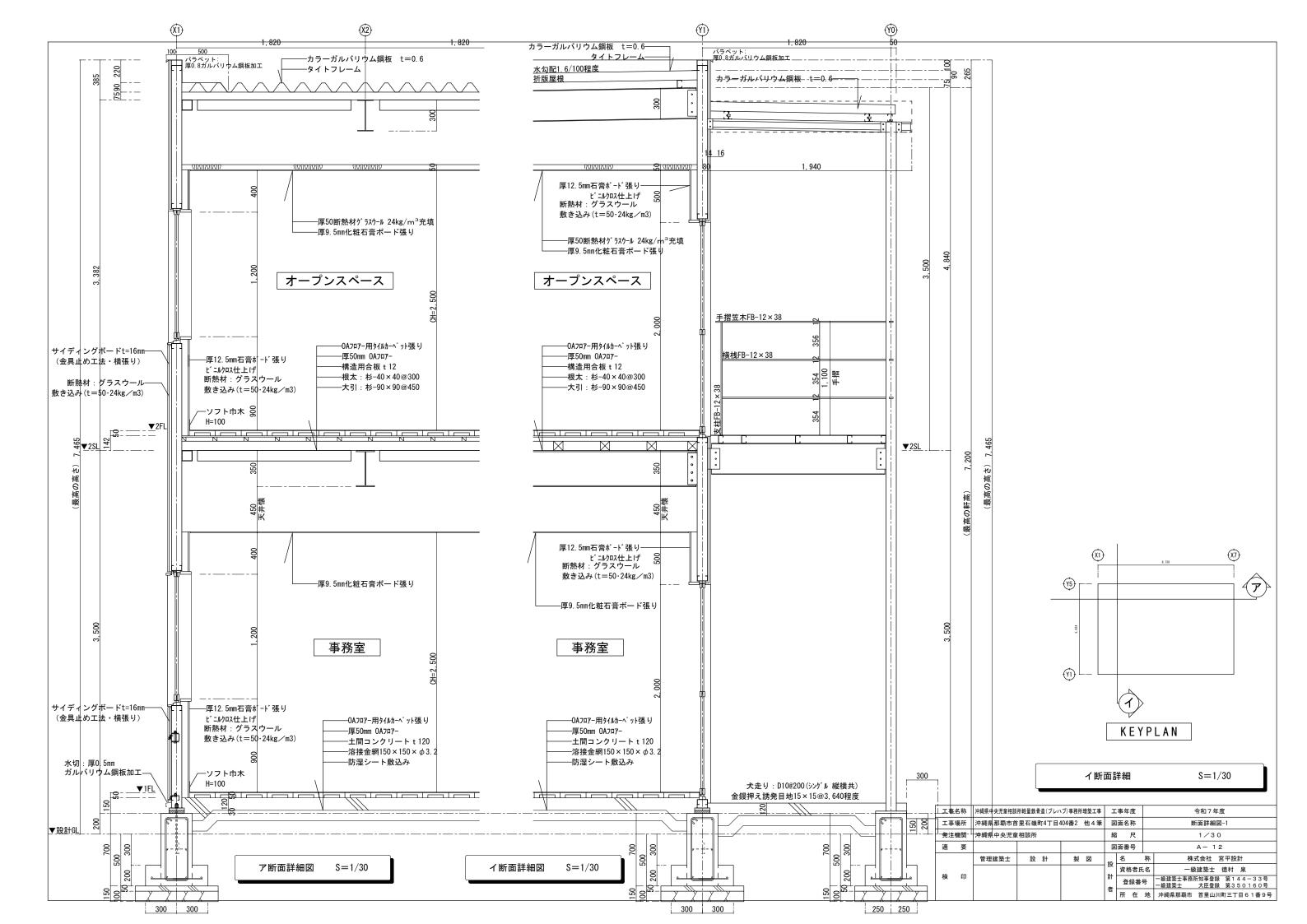


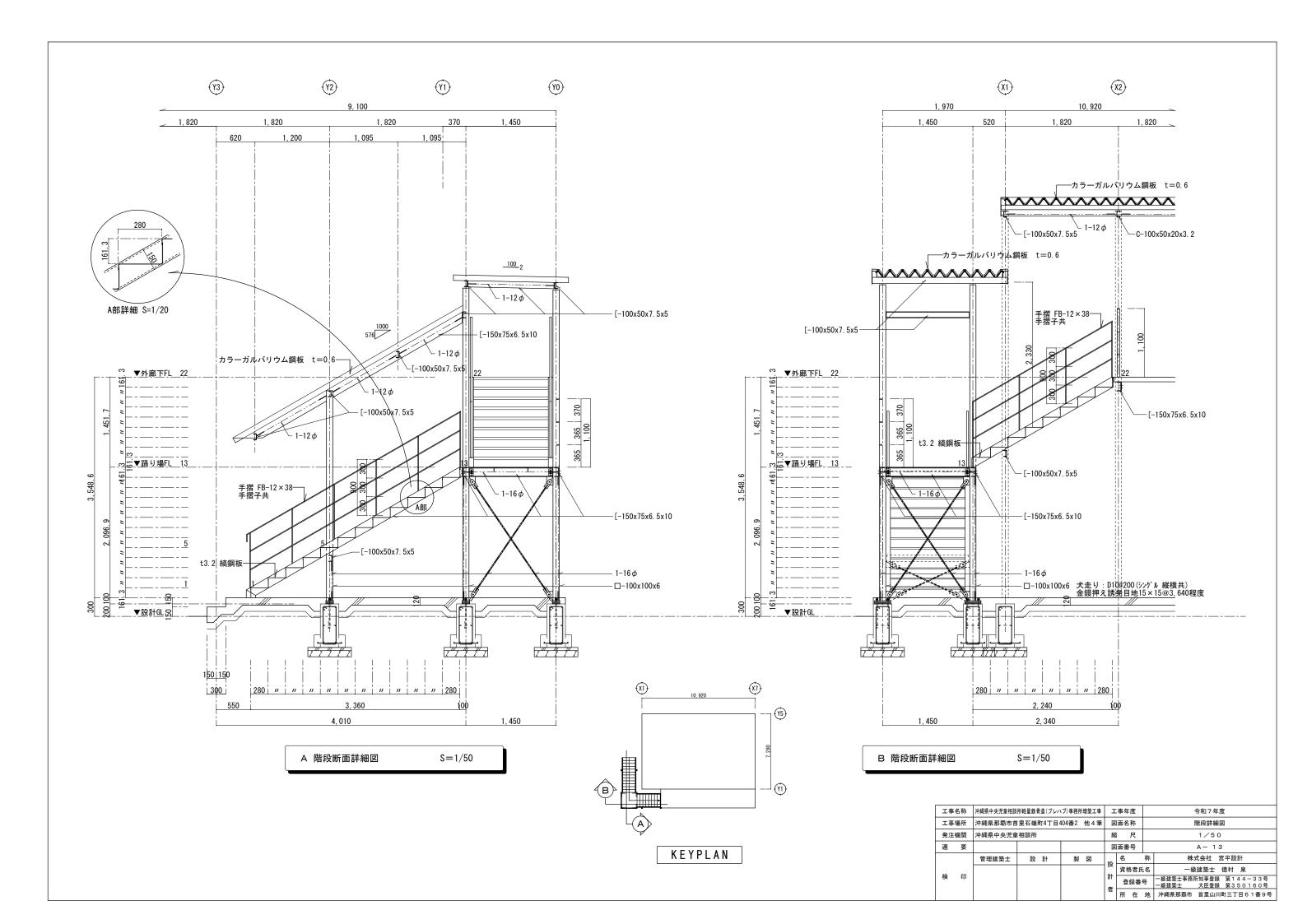


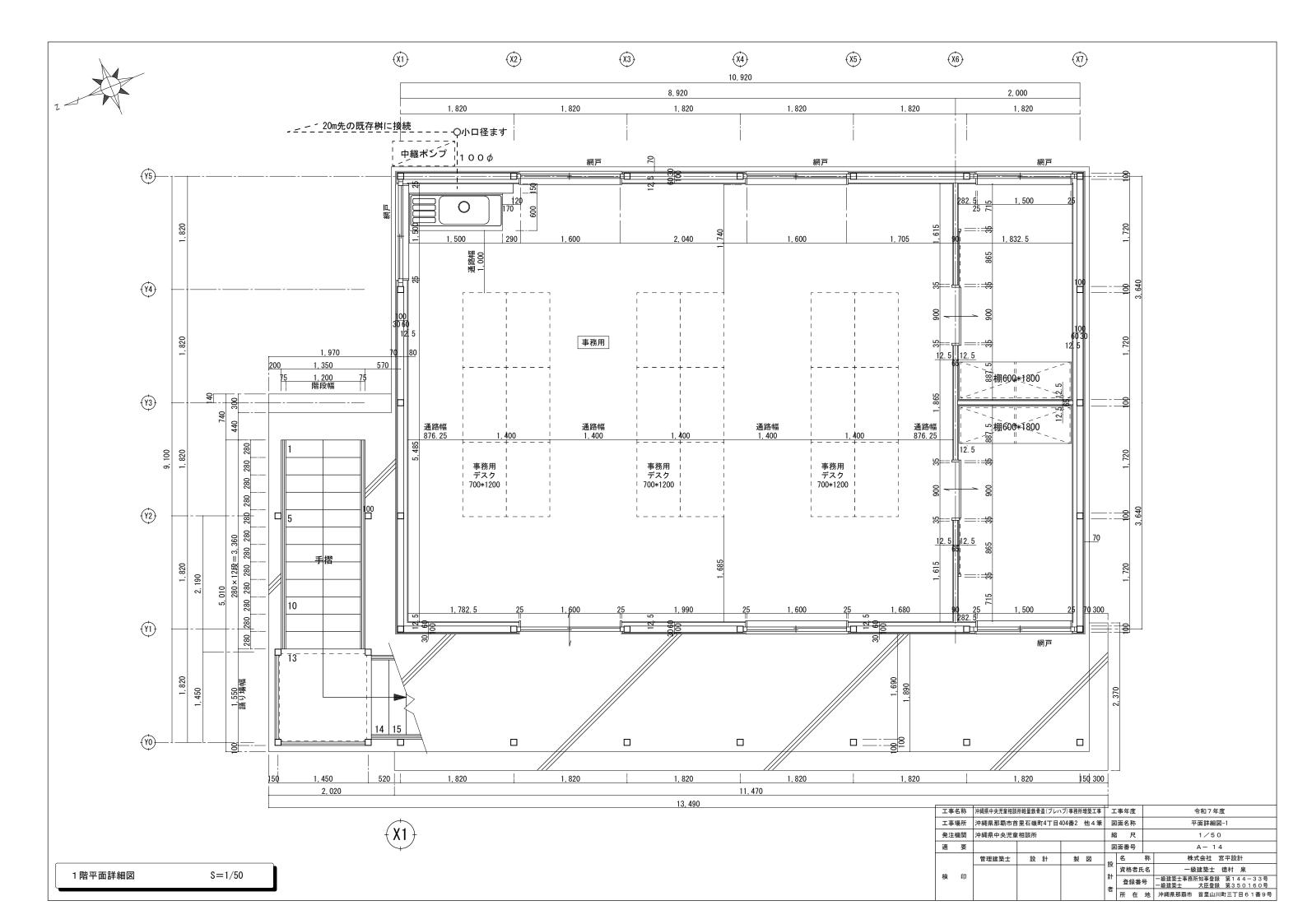


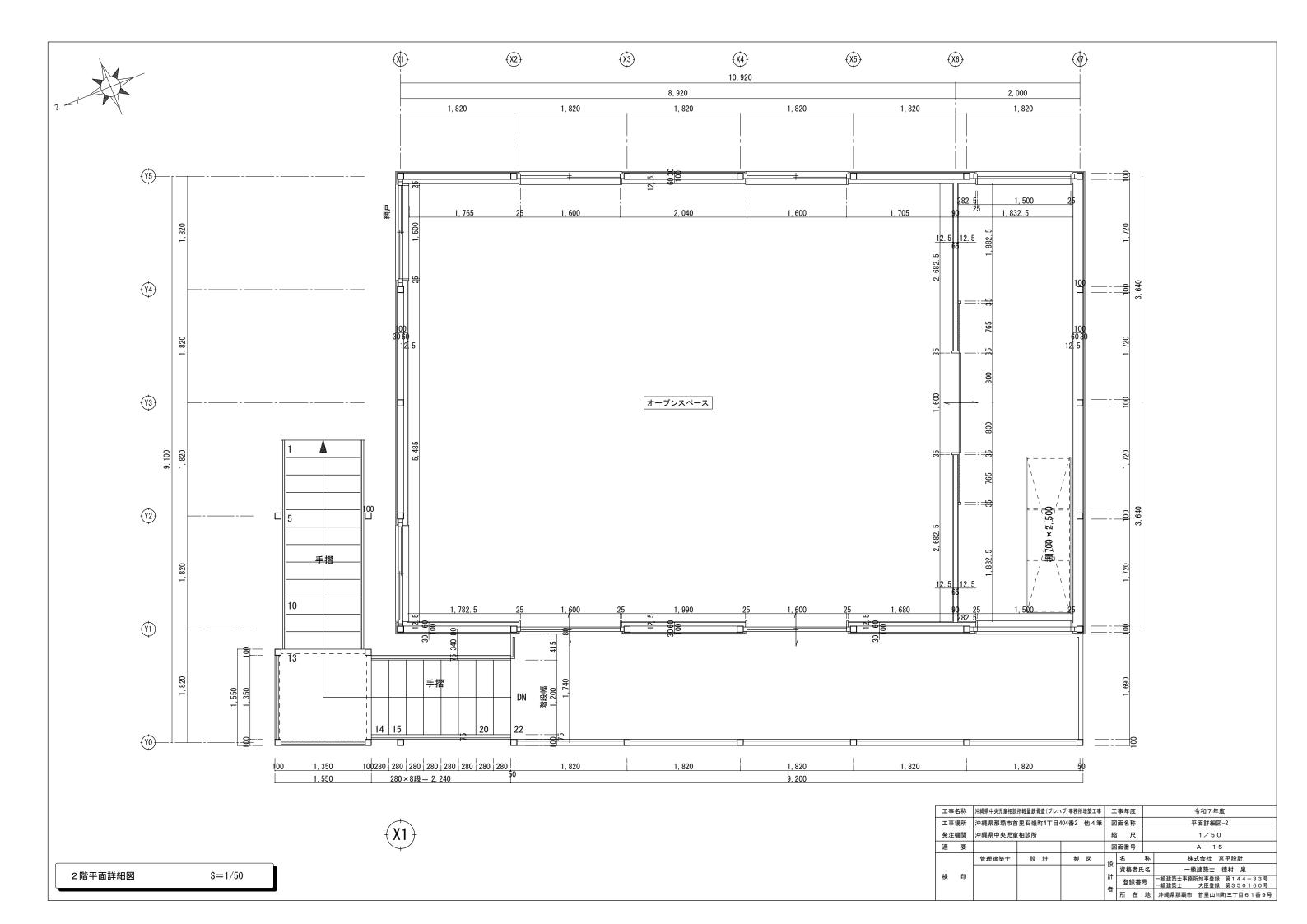


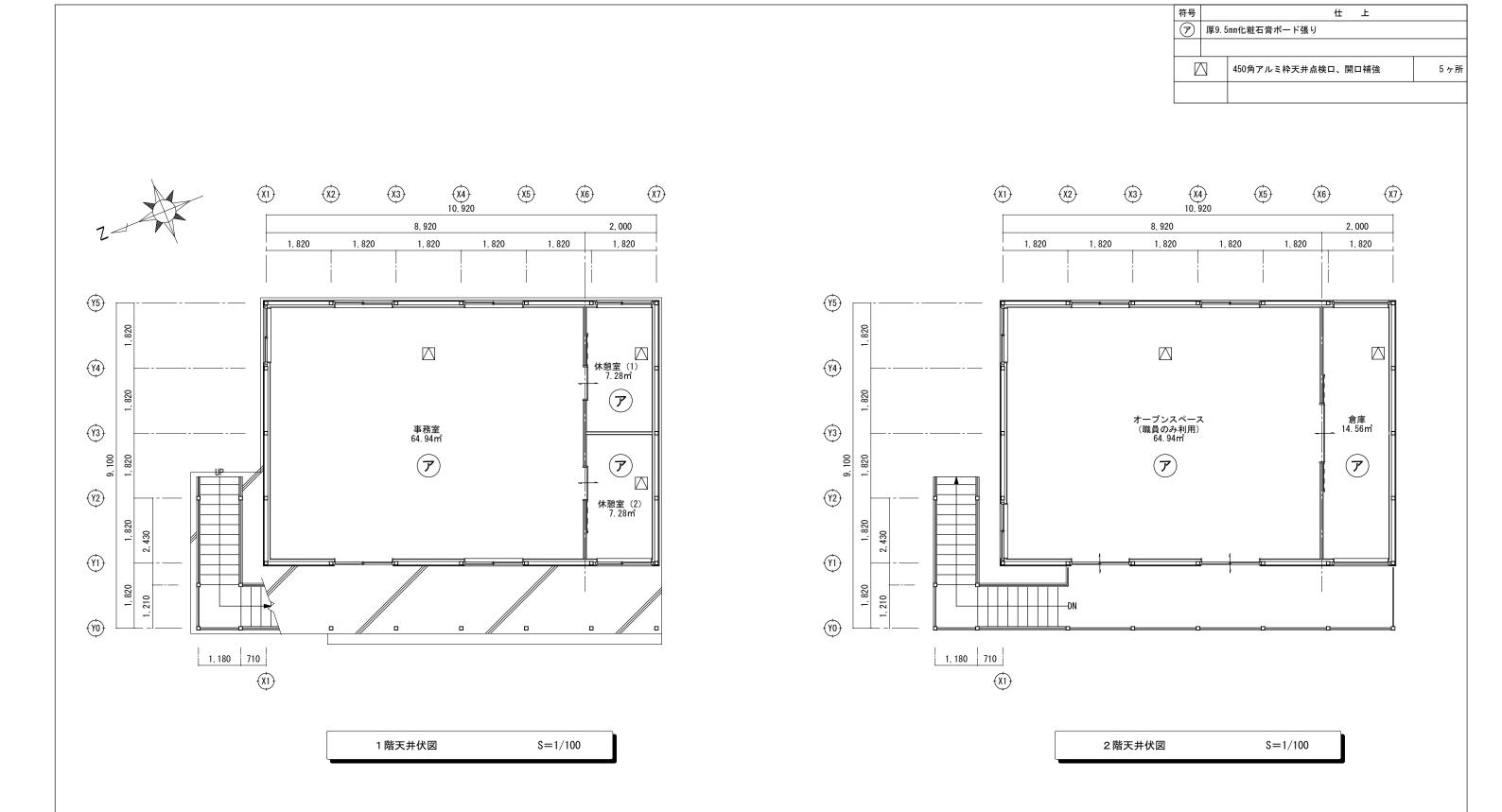
工事	名称	沖縄県中央児童相談	所軽量鉄骨造(プレ/	ヽブ) 事務所増築工事	I	事年度	令和7年度			
工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆						面名称		断面図		
発注機関 沖縄県中央児童相談所					縮	尺	1/100			
適	要				区	面番号	A - 11			
		管理建築士	設計	製図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
						資格者氏	名	一級建築士 徳村 泉		
検	印				計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
					者	所在	Hh	油縄旦那覇市 首甲山川町=丁日61番4号		



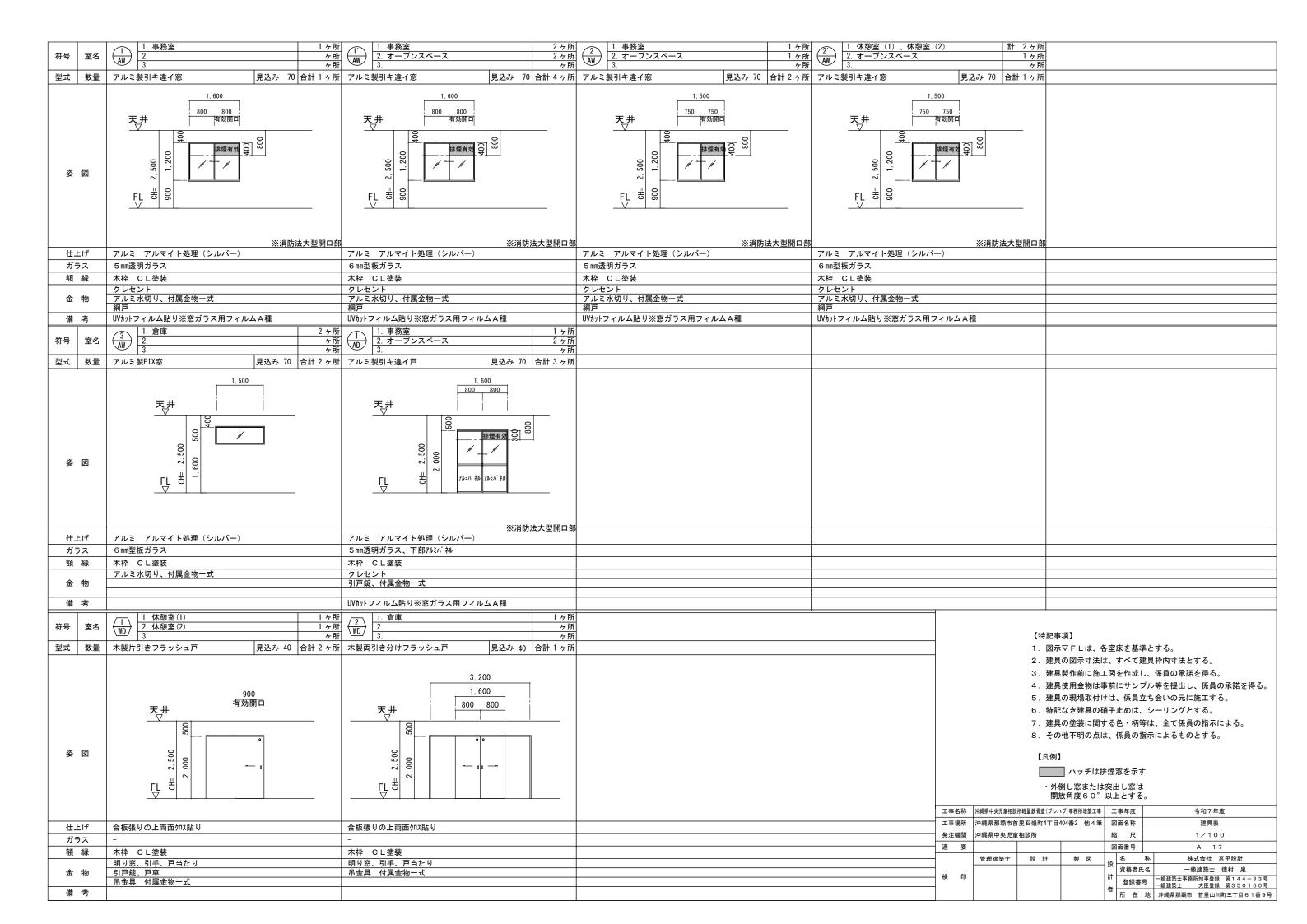


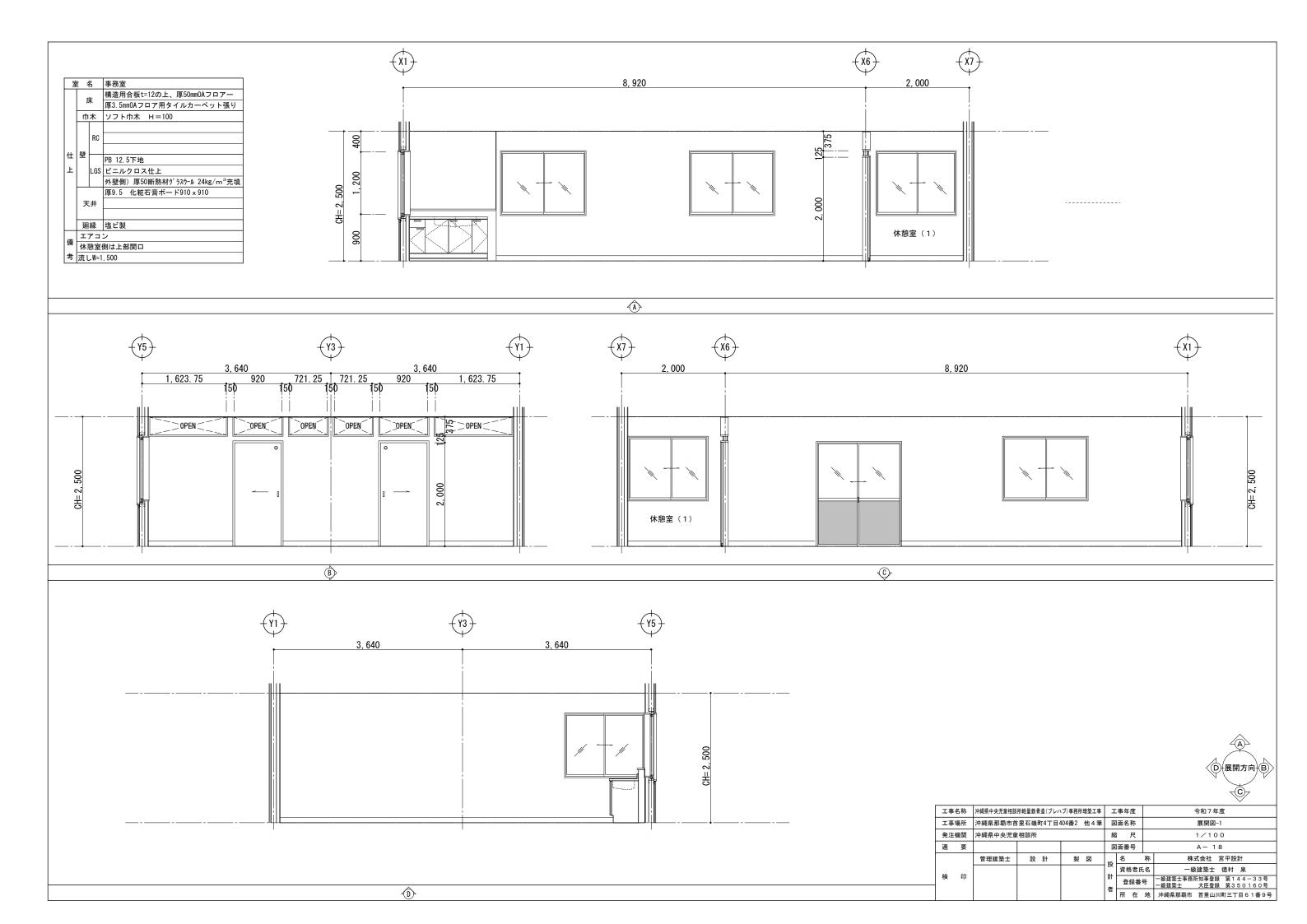


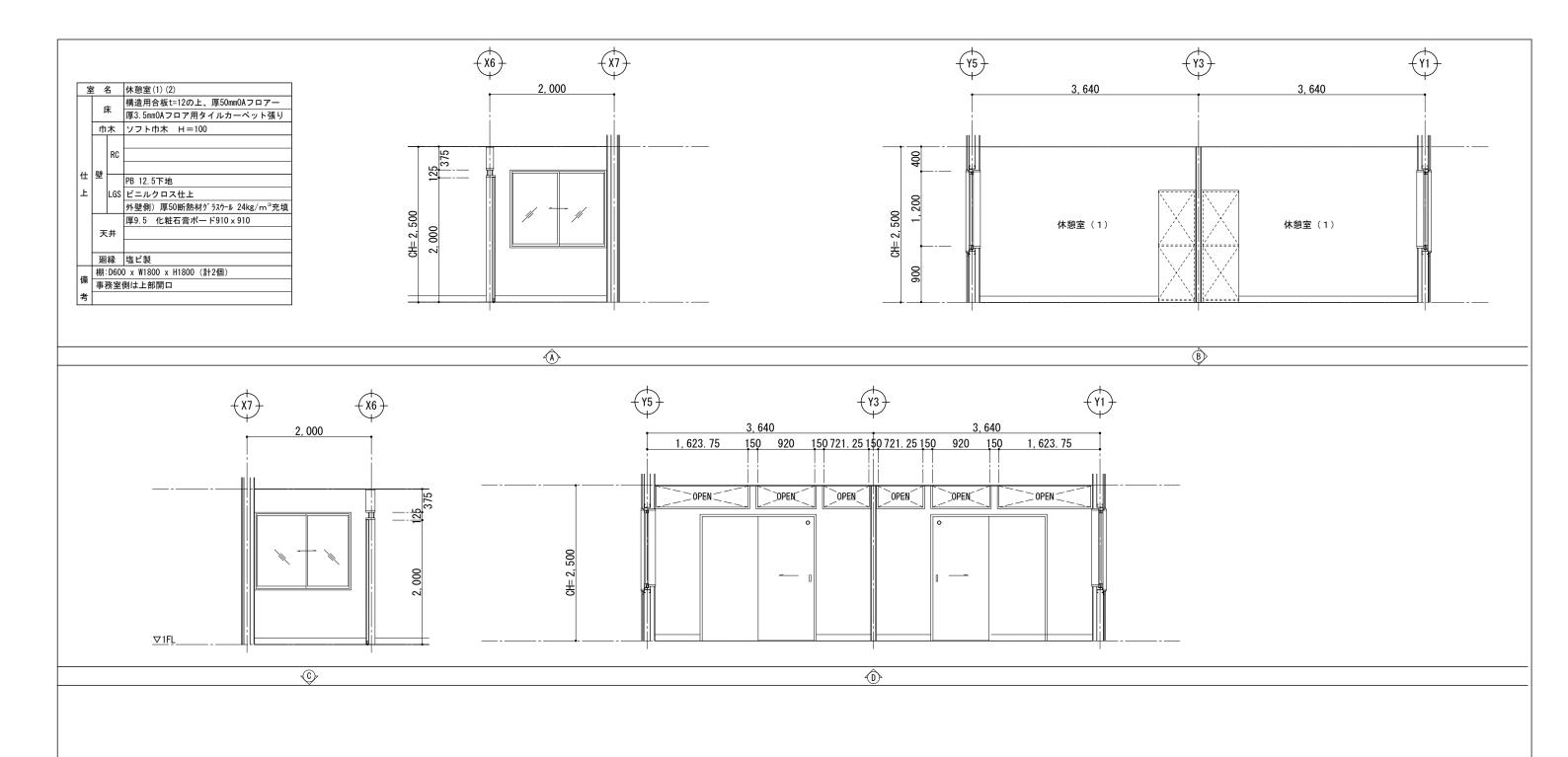




工事	事名称 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事				I	工事年度		令和7年度					
工事	工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆				図	図面名称 天井伏図			天井伏図				
発注	発注機関 沖縄県中央児童相談所				縮	ŝ	尺	1/100					
適	要						区	図面番号			A- 16		
		管理建築士	設	計	製	図	設	-0. 名		称	株式会社 宮平設計		
								資格	資格者氏		一級建築士 徳村 泉		
検	ĘΠ						計	登録番号		号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
							者	所	在	抽	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

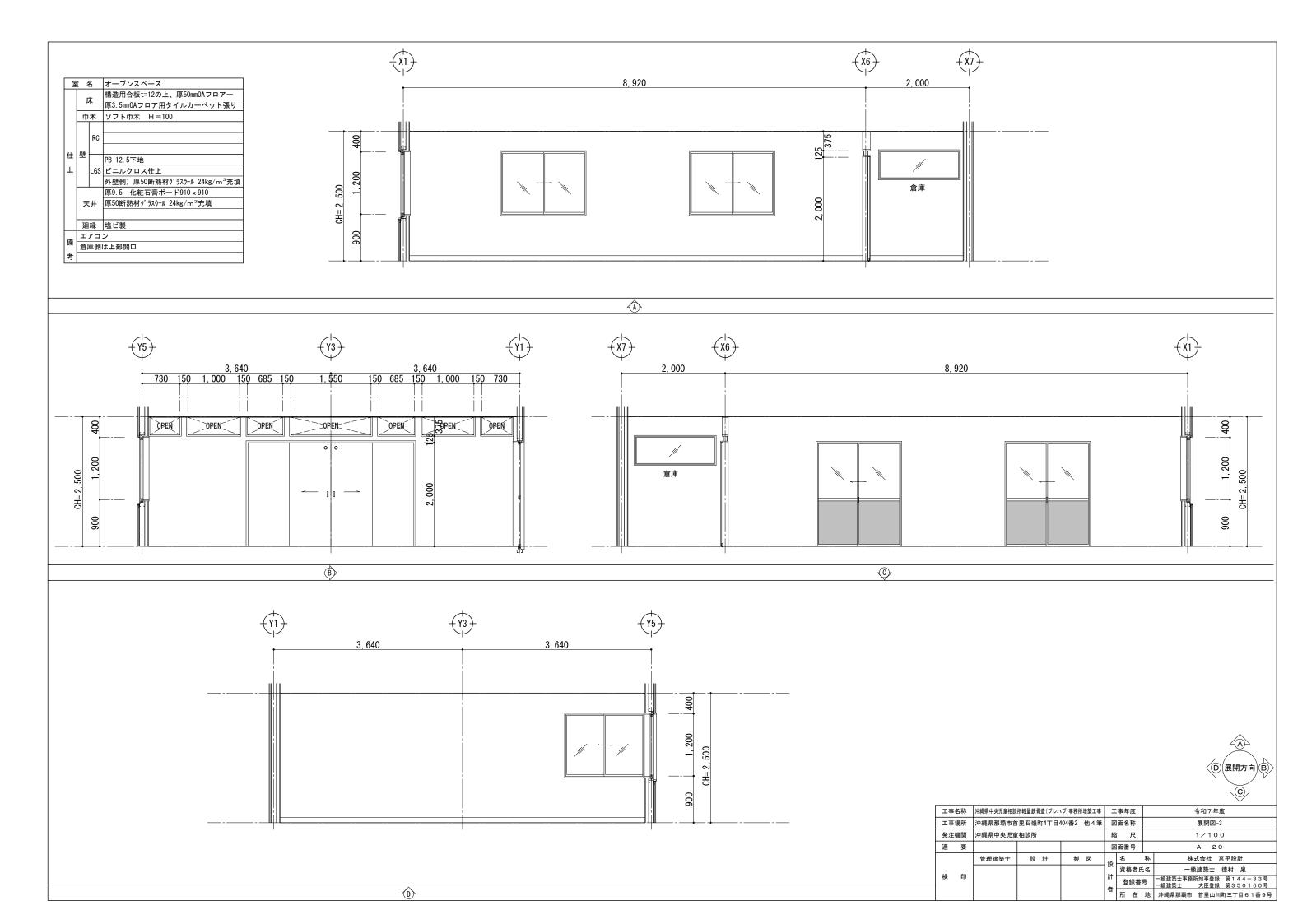


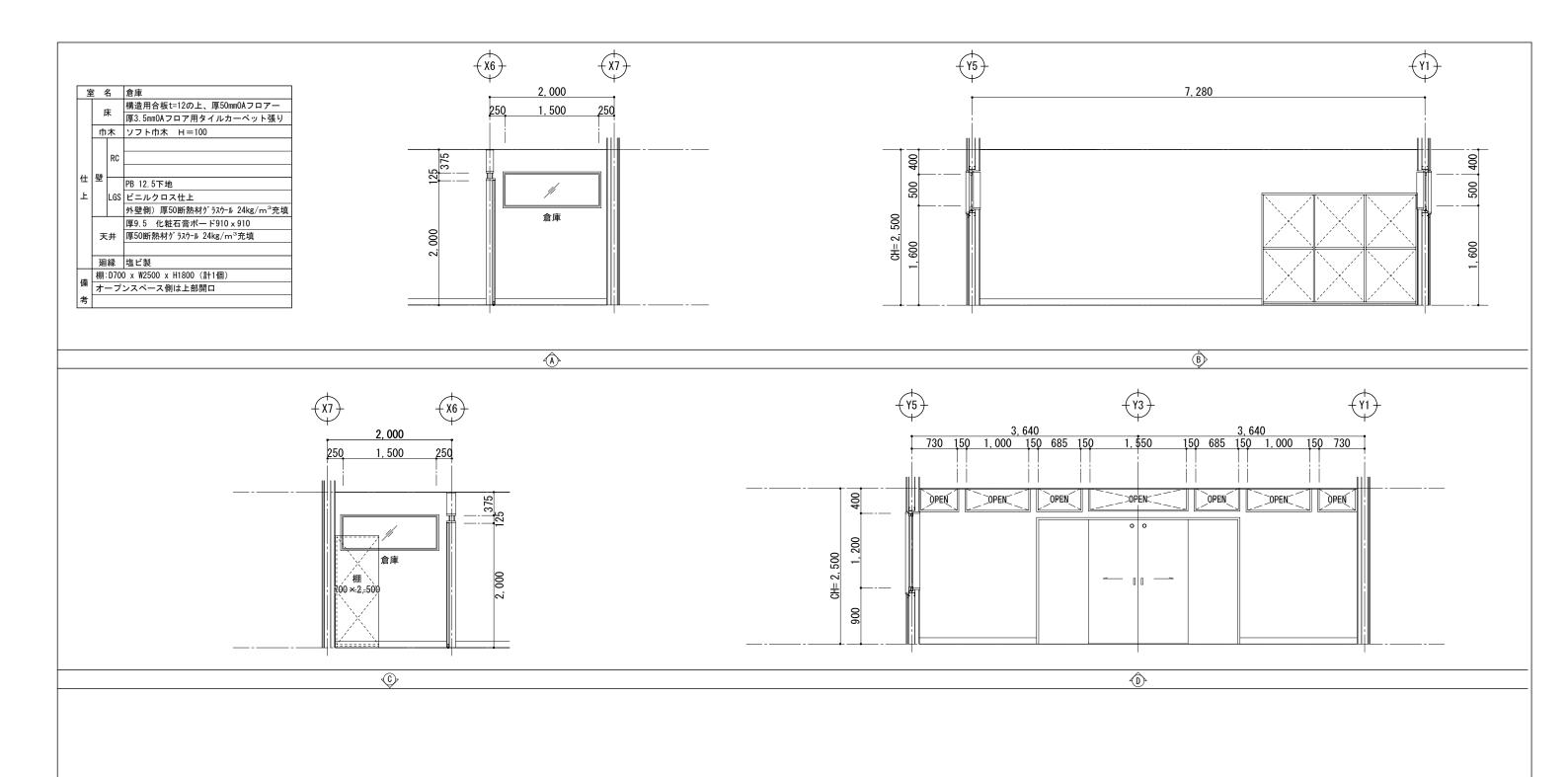






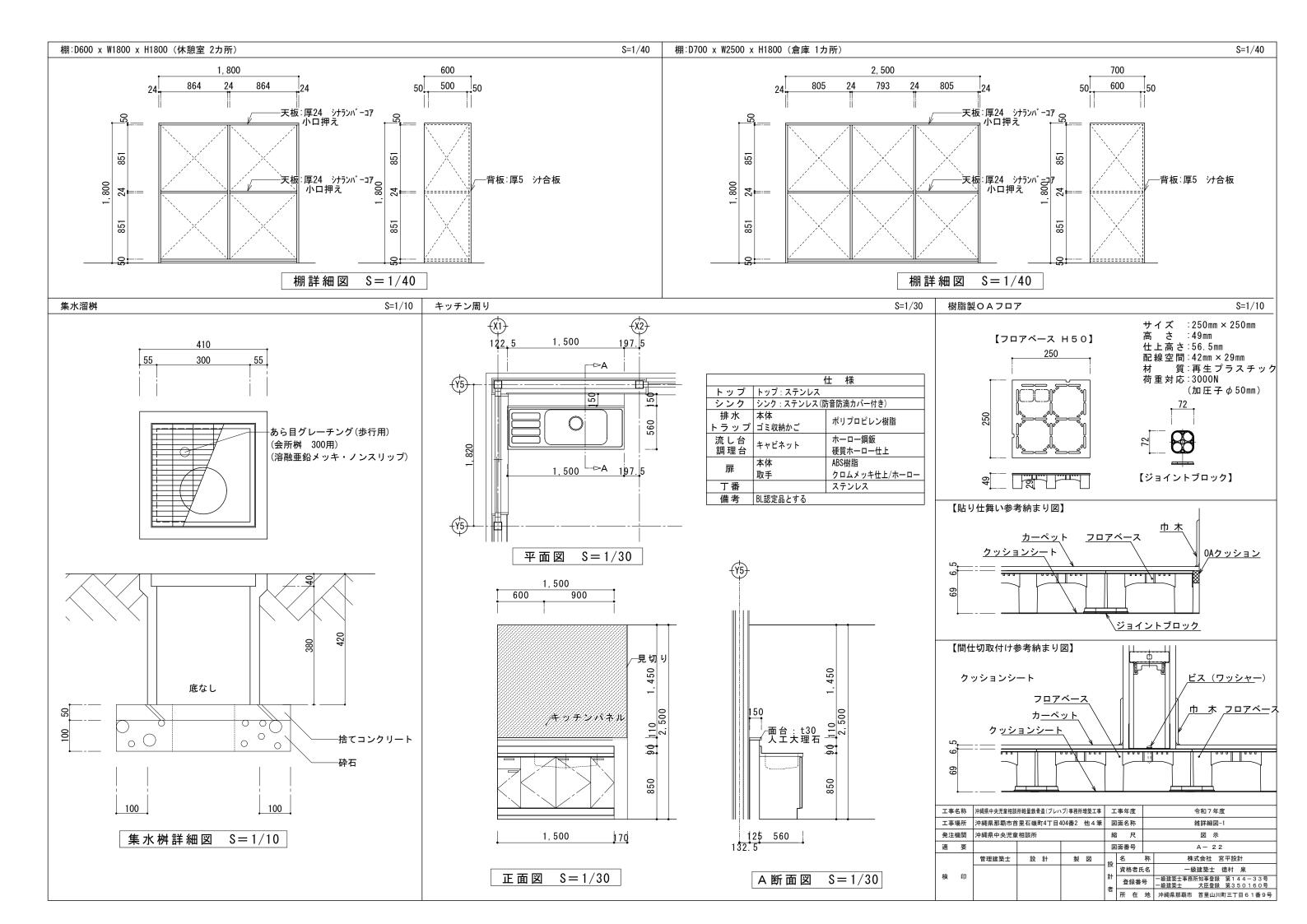
I	工事名称 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事				I	工事年度		令和7年度						
工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆			区	図面名称 展開図−2			展開図-2							
発	注機関		沖縄県中央児童	相談所				縮	i ,	尺		1/100		
適	重 要							図	図面番号			A- 19		
			管理建築士	設	計	製	図	設	名		称	株式会社 宮平設計		
۱.		.							資格	資格者氏		一級建築士 徳村 泉		
検	1	'					計	登録	登録番		一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号			
								者	所	在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		







工事	工事名称 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事				I	工事年度		令和7年度				
工事	工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆		図	面名	面名称 展開図-4		展開図-4					
発注機関 沖縄県中央児童相談所				縮	ŝ	尺	1/100					
適	要						区	図面番号			A- 21	
		管理建築士	設	計	製	図	設	. 名		称	株式会社 宮平設計	
					資	各者日	任名	一級建築士 徳村 泉				
検	ED			計业	登	登録番·		一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号				
							者	所	在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号	



採光計算 補正係数根拠 (Y5通りAW-1'建具	· 【採用)	消防法有窓階算定						
$X \div 5.345 \times 6 - 1.4 = 3.00  X = 3.9$	91	1、2階(共通): 79.49㎡ 79.49×1/30=2.64						
境界線までの距離が3,900mm以上の有る為正係	数は3を採用	AW-1' 1.20×1.60×0.5×2カ所=1.92						
		AD-1 2.00×1.60×0	0.5×1カ所=1.60					
		1.92 + 1.60 = 3.52	3. 52 > 2. 94 OK					
建具有効面積算定表 [AW-1 AW-1]	建具有効面積算定表	[AW-2 AW-2']	建具有効面積算定表 〔AD-1〕					
採光面積:1.200×1.600 =1.92	採光面積:1. 200×1.	500 =1.80	採光面積:一					
換気面積:1.200×1.600×1/2=0.96	換気面積:1. 200×1.	$500 \times 1/2 = 0.90$	換気面積:2.000×1.600×1/2=1.60					
排煙面積算定チェックリスト								
※排煙窓の面積が床面積の1/50以下 各階床面積	隻=79. 498㎡ 79. 498÷	50=1.58995㎡ 必要排煙面積=1.589㎡						
1階建具		2階建具						
AW-1 0.800×0.400×1ヵ所=0.32㎡		AW-1 0.800×0.400×0ヵ所=0.00㎡						
AW-1' 0.800×0.400×2ヵ所=0.64㎡		AW-1' 0.800×0.400×2ヵ所=0.64㎡						
AW-2 0.750×0.400×1ヵ所=0.30㎡		AW-2 0.750×0.400×1ヵ所=0.30㎡						
AW-2' 0.750×0.400×2ヵ所=0.60㎡		AW-2' 0.750×0.400×1ヵ所=0.30㎡						
AD-1 0.800×0.300×1ヵ所=0.24㎡		AD-1 0.800×0.300×2ヵ所=0.48㎡						
小 計 2.10㎡		小 計	1.72 m²					
必要排煙 計画排煙 結果		必要排煙 計画排煙 結果						
1. 58995m² ≦ 2. 10m² 0K		1. 58995 m² ≦ 1. 72 m² OK						

拉里,梅气工—…万日フL		**************************************
採光・換気チェックリスト   ※採光   1階 事務所   64.94㎡	補正係数に関しましては、Y5通りと敷地境界線までの距离	能か3.90m以上有り採光補止係数は3.00を採用します。 
・	必要換気面積 64.94×1/20=3.24	必要換気面積 64.94×1/50=1.29
必要採光面積 64.94×1/20=3.24	有効換気面積 AW-1+AW-1' 0.96×3ヵ所=2.88	有効換気面積 AW-1+AW-1' 0.32×3ヵ所=0.96
有効採光面積 AW-1' 1.92×2ヵ所×3.00=11.52	AD-1 1.60×1ヵ所=1.60	AW-2 0.30×1ヵ所=0.30
		AD-1 0.24×1ヵ所=0.24
11. 52>3. 24 OK	2.88 + 1.60 = 4.48 4.48>3.24 OK	0.96 + 0.30 + 0.24 = 1.50 1.50>3.24 OK
1 階 休憩室 (1)(2) 7.28㎡		
令第116条の2 無窓居室	必要換気面積 7.28×1/20=0.36	必要換気面積 7.28×1/50=0.14
必要採光面積 7.28×1/20=0.36	有効換気面積 AW-2' 0.90×1ヵ所=0.90	有効換気面積 AW-2' 0.30×1ヵ所=0.30
有効採光面積 AW-2' 1.80×1ヵ所×3.00=5.40		
5. 40>0. 36	0.90>0.36 OK	0.30>0.14 OK
2階 オープンスペース 64.94㎡		
令第116条の2 無窓居室	必要換気面積 64.94×1/20=3.24	必要換気面積 64.94×1/50=1.29
必要採光面積 64.94×1/20=3.24	有効換気面積 AW-1' 0.96×2ヵ所=1.92	有効換気面積 AW-1' 0.32×2ヵ所=0.64
有効採光面積 AW-1' 1.92×2ヵ所×3.00=5.76	AW-2' 0.90×2ヵ所=1.80	AW-2' 0.30×2ヵ所=0.60
		AD-1 0.24×2ヵ所=0.48
5. 76>3. 24 OK	1. 92 + 1. 80 = 3. 72 3. 72>3. 24 OK	0.64 + 0.60 + 0.48 = 1.72 1.72>1.29 OK

工事	工事名称 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事					I	工事年度		令和7年度				
工事	工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆				図	図面名称 法規チェック図			法規チェック図				
発注機関 沖縄県中央児童相談所			縮	ŝ	尺	=							
適	要						図	図面番号			A- 23		
		管理建築士	設	計	製	図	設	名		称	株式会社 宮平設計		
								資相	資格者氏: 登録番号		一級建築士 徳村 泉		
検	印						計者	登			一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
							白	所	在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		